

# 黒川地域行政事務組合議会会議録

平成28年2月19日 第1回定例会

黒川地域行政事務組合

第1回黒川地域行政事務組合（定例会）

平成28年2月19日（金曜日）

出席議員（16名）

1番	金子透君	2番	浅野直子君
3番	槻田雅之君	4番	松川利允君
5番	佐藤貢君	6番	大友三男君
7番	和賀直義君	8番	千葉勇治君
9番	高橋正俊君	10番	相澤榮君
11番	伊藤勝君	12番	高平聡雄君
13番	早坂豊弘君	14番	佐々木春樹君
15番	石垣正博君	16番	平渡高志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事長	浅野元君
理事	赤間正幸君
理事	若生裕俊君
理事	萩原達雄君
教育長	上野忠弘君
代表監査委員	熊谷喜久雄君
助役	佐野英俊君
総務課長	鎌田節夫君
総務課参事	木村和子君
財政課長	鎌田光一君
会計管理者	佐々木匡子君
財政課参事	櫻井浩君
業務課長	

業務課参事	阿部愛子君
教育次長	
消防本部消防長	恵津春芳君
消防本部次長	千葉清君
黒川消防署長	坪子一夫君
消防本部総務課長	佐藤喜好君
消防本部警防課長	阿部光浩君
消防本部指令課長	大友弘君
消防本部予防課長	藤原政由君

職務のため議場に出席した職員

総務課主事	寺嶋千佳君
総務課主事	狩野あおい君

議事日程

平成28年2月19日（金曜日）

午前10時00分 開会

第 1	会議録署名議員の指名	4 頁
第 2	会期の決定について	4 頁
第 3	議案第 1 号	7 頁
第 4	議案第 2 号	9 頁
第 5	議案第 3 号	9 頁
第 6	議案第 4 号	10 頁
第 7	議案第 5 号	12 頁
第 8	議案第 6 号	16 頁
第 9	議案第 7 号	19 頁
第10	議案第 8 号	23 頁
第11	議案第 9 号	25 頁
第12	議案第10号	34 頁
第13	議案第11号	37 頁
第14	議案第12号	38 頁

第 1 5	議案第 1 3 号	6 1 頁
第 1 6	議案第 1 4 号	6 2 頁
第 1 7	議案第 1 5 号	6 4 頁
第 1 8	議案第 1 6 号	7 1 頁
第 1 9	同意第 1 号	7 3 頁

午後 3 時 5 7 分 閉会

---

本日の会議に付された事件

議案第 1 号	行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
議案第 2 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 3 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第 4 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 5 号	黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
議案第 6 号	病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 7 号	公立黒川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
議案第 8 号	工事請負契約の変更について
議案第 9 号	平成 2 7 年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算 (第 5 号)
議案第 1 0 号	平成 2 7 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 1 1 号	平成 2 7 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 1 2 号	平成 2 8 年度黒川地域行政事務組合一般会計予算
議案第 1 3 号	平成 2 8 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算
議案第 1 4 号	平成 2 8 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算
議案第 1 5 号	平成 2 8 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算
議案第 1 6 号	平成 2 8 年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算
同意第 1 号	教育委員会委員長の任命について

午前 9時57分 開会

○議長（平渡高志君） おはようございます。

少し早いんでありますが、おそろいでもありますので始めたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、ただいまの出席議員は16人です。平成28年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会をいたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平渡高志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、9番高橋正俊君、10番相澤 榮君を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（平渡高志君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、2月17日に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定をいたしました。

理事長より提出議案の説明を含め挨拶を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会に当たりまして、御挨拶を申し上げたいと思います。

本日ここに、平成28年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。日ごろより、本組合の事務事業運営に対しまして、議員の皆様方の御指導と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、9月豪雨により発生いたしました災害廃棄物の処理につきまして御報告を申し上げます。

環境管理センターに搬入されました災害廃棄物1,313トンのうち、仙台市への委託処理量は873トン、宮城東部衛生処理組合への委託処理量は65トンで、1月16日で運搬が終了し、処理が終わりましたので御報告申し上げます。御協力をいただきました仙台市及び宮城東部衛生処理組合様へ感謝申し上げます次第でございます。

また、今年度から着手しております、ごみ焼却炉建設工事につきましては、今年度分事業であります実施設計と建設地の造成工事が予定どおり進んでおりますので、御報告を申し上げます。

それでは、今期定例会の開催に当たりまして、平成28年度の組合運営方針等につきまして、各部門ごとに申し上げます。

黒川地域は人口の増加が続き、自動車関連企業を初めとする企業進出が進むなど、日々発展を続けております。また、本年10月10日に富谷町が「市制移行」するなど、大きな転換期を迎えようとしております。このような状況の中、行政事務組合は地域住民皆様の安全で安心な地域づくりと地域の生活環境の向上のために、関係町村と連携のもと、効果的な広域行政に努め、役割を果たしてまいります。

まず、まず、黒川浄斎場につきましては、民間による管理運営により、順調に推移いたしておりますので、今後も受託者と連携し、適切な施設運営に努めてまいります。

環境衛生センター・し尿処理施設につきましても、民間による管理運営により、今後も受託者との連携し、計画的な維持補修を行い、水質基準を遵守した施設運営に努めてまいります。

環境管理センター・ごみ処理施設につきましては、施設の計画的な維持補修を行い、環境基準を遵守した安全で安心な施設運営に努めるとともに、関係町村と連携し、ごみの分別徹底及び減量化を住民皆様方に働きかけるなど、循環型社会の実現を目指してまいります。

次に、消防部門でございますが、初めに昨年の活動状況について御報告を申し上げます。

火災につきましては、発生件数が32件で、前年より1件の増となっております。

救急につきましては、昭和48年8月の運用開始以来、年々増加を続けており、昨年は3,507件と救急業務開始以来最多の出場件数となっております。

救助につきましては、前年より19件増の78件の出場となり、うち交通救助の出場は23件となっております。

以上が、昨年の活動状況でございます。

次に、課題となっております「南部地域の救急体制の強化」につきましては、4月1日より黒川消防署富谷出張所に救急隊を増隊し、救急隊2隊体制として安全を期してまいります。

次に、教育部門でございますが、視聴覚教材センターの運営につきましては、所有する教材や機材の貸し出し事業を継続してまいります。

適応指導教室「黒川けやき教室」につきましては、学校、家庭、地域との連携により、適切な復学を目指している児童生徒へ安全で安心できる居場所を提供することにより、適切な自立への支援に努めてまいります。

結核対策委員会につきましては、各小・中学校におけます健康診断結果をもとに、学校保健の場において、結核の早期発見、早期治療の機会が引き続き確保されるよう、関係町村教育委員会及び各小・中学校と連携を図ってまいります。

また、介護認定審査事務及び障害支援区分認定審査事務につきましては、公平・公正な審査判定を円滑に進めていただきますようお願いしてまいります。

最後に、病院事業でございますが、公益社団法人地域医療振興協会へ管理を委託してから12年目を迎えようとしておりますが、今後も指定管理者と協力をし、指定管理者制度移行時の理念であります、「黒川地域の医療体制の充実及び住民の受療への安心確保」のために努力してまいります。

以上が、平成28年度の組合運営方針等でございます。

続きまして、提出しております議案等について、概要を御説明申し上げます。

議案第1号の行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、行政不服審査法の改正に伴い関係する条例の整理をするもの。

議案第2号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、学校教育法の改正に伴い改正するものでございます。

議案第3号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第4号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、それぞれ国の人事院勧告に基づき、助役の期末手当及び一般職の給与について改正するものでございます。

議案第5号の黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、消防法の改正に伴い改正するもの。

議案第6号の病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、病院事業の診療科目に心療内科を追加するもの。

議案第7号の公立黒川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例につきましては、入院医療に係る請求方法について改めるものでございます。

次に、議案第8号の工事請負契約の変更につきましては、さきに議決の平成27年度ごみ焼却施

設整備工事の請負契約の変更について議決をお願いするもの。

議案第9号から議案第11号までの平成27年度各種会計補正予算につきましては、予算執行状況を精査し、今後の執行見通しを踏まえ、各事務事業ごとの所要経費について整理したものでございます。

続きまして、議案第12号から議案第16号までの平成28年度各種会計予算について御説明を申し上げます。

一般会計につきましては、総額を27億711万4,000円とするもので、衛生費におけますごみ焼却施設整備事業費の2カ年度目の事業額8億5,000万円を初め、各事務事業の所要経費を計上しております。

介護認定審査会特別会計につきましては、審査委員40名によります8合議体で審査判定をお願いするもので、総額を1,986万2,000円とするものでございます。

また、障害支援区分認定審査会特別会計につきましては、審査委員10名の2合議体で審査判定をお願いするもので、総額を116万6,000円とするものでございます。

次に、病院事業会計でございますが、指定管理者によります業務の予定量を、1日平均患者数で、一般病棟入院を74人、回復期病棟入院を47人、外来患者数を245人と見込んでおります。町村負担金は、企業債償還金、指定管理者への運営交付金などの総額4億2,228万5,000円を計上しております。

訪問看護ステーション事業会計につきましては、指定管理者による業務の予定量を、月平均の利用者数を80人としまして、利用回数は352回を見込んでおります。

以上が各種会計予算の概要でございます。

最後に、同意第1号につきましては、現教育委員会教育長が、平成28年3月31日で任期満了となりますので、新制度に基づく新教育委員会教育長の任命につきまして同意を求めるものでございます。

以上が今回提出いたしております議案の概要でございます。何とぞ慎重に御審議をいただきまして、御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

日程第3 議案第1号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例一部  
を改正する条例



○議長（平渡高志君） 日程第3、議案第1号行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長鎌田節夫君。

○総務課長（鎌田節夫君） 議案書の1ページ、それから条例議案新旧対照表の1ページ、あわせてごらんいただきたいと思います。

議案第1号行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例。

このことにつきましては、行政不服審査法の改正に伴いまして、当組合の関係する条例3件につきまして改正するものでございます。

第1条は、黒川地域行政事務組合情報公開条例の一部改正でございます。

内容といたしましては、「不服申立て」を「審査請求」、「不服申立人」を「審査請求人」に改めるものでございまして、次の部分は、行政不服審査法の法律番号が変わったものですから、その法律番号について改めるものでございます。

第14条の次に、審理員に関する規定の適用除外、第14条の2ということで、この条項を新たに加えるものでございます。

続きまして、第2条でございます。

新旧対照表の3ページもあわせてごらんいただきたいと思います。

黒川地域行政事務組合個人情報保護条例の一部改正でございます。

内容といたしましては、「不服申立て」を「審査請求」、「不服申立人」を「審査請求人」に改めるものでございます。行政不服審査法の法律番号が変わったために、この番号等を改めるものでございます。

第16条の次に、審理員に関する規定の適用除外、第16条の2を加えるものでございます。

続きまして、第3条。新旧対照表の5ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

第3条、職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

このことにつきましては、行政不服審査法の法律番号が変わったための改正でございます。

以上が本条例の改正内容でございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第3、議案第1号行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を採

決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第4、議案第2号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長鎌田節夫君。

○総務課長（鎌田節夫君） 議案書の2ページ、あわせて新旧対照表の6ページからごらんいただきたいと思います。

議案第2号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

このことにつきましては、学校教育法が改正されまして、学校の規定に「義務教育学校」が加えられました。それで、第8条の2第1項第2号の中にございます「小学校に就学している子」を小学校に加えまして、義務教育学校の前期課程、あわせて特別支援学校がございますが、その小学部も加えまして、このように改めるものでございます。

内容は以上でございます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第4、議案第2号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決をします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第5、議案第3号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条

例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長鎌田節夫君。

○総務課長（鎌田節夫君） 議案書、3ページ、新旧対照表は8ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

議案第3号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

このことにつきましては、国の人事院勧告に基づきまして、組合の場合ですと助役でございます、期末手当について0.05月をプラスするものでございます。

第1条と第2条がございます。これは平成27年度から適用させるために、第1条につきましては12月の期末手当に0.05月をプラスするもので、第2条につきましては平成28年度以降について同じくトータルで年0.05月を加える内容でございます。

以上でございます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第5、議案第3号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第6、議案第4号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長鎌田節夫君。

○総務課長（鎌田節夫君） 議案書、4ページ、新旧対照表は11ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

議案第4号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

このことにつきましては、国の人事院勧告に基づきまして、一般職の勤勉手当につきまして0.1月分をプラスするものでございます。それから、給料表を人事院勧告に基づきまして改正するもの

でございます。

第1条につきましては、勤勉手当は平成27年度から適用ということで、12月の勤勉手当に0.1月分をプラス。

第2条につきましては、平成28年度以降について年0.1月プラスする内容でございます。

それから、給料表の改正を人事院勧告に基いて議案書にあるとおりの給料表に改めるものでございます。

行政職給料表と、議案書の7ページをごらんいただきたいと思いますが、医療職給料表(一)医師の給料表でございます。これの改正でございます。

9ページをごらんいただきたいと思いますが、新旧対照表につきましては、12ページでございます。

別表第3のア職員の表6級の項中「総務課長などの」を削るということで、職員の職階のあり方を勘案いたしまして、新旧対照表12ページ、ごらんいただきたいと思いますが、6級の部分、「総務課長などの」というところを削るという内容でございます。

内容は以上でございます。

- 議長(平渡高志君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番和賀直義君。
- 7番(和賀直義君) 人事院勧告で上げるよということなんですけれども、ざっくり、別表第1、第2で何%上がるということになるんですか。
- 議長(平渡高志君) 総務課長鎌田節夫君。
- 総務課長(鎌田節夫君) 勤勉手当は0.1月プラスで何%ほど上がるという意味でしょうか。給料表は、各種会計予算に関する説明書にございますけれども、25ページのほうにございます。0.4%ほどの改定率というふうになっております。給料表は行政職給料表と医療職給料表ありますけれども、両方ともでございます。(「わかりました」の声あり)
- 議長(平渡高志君) ほかにございませんか。9番高橋正俊君。
- 9番(高橋正俊君) 9ページの賃金の一番下の表に再任用の職員ということで金額が書いてありますけれども、黒川行政組合では再任用の制度はまだやっていないんでしょうか。
- 議長(平渡高志君) 総務課長鎌田節夫君。
- 総務課長(鎌田節夫君) 再任用に関する要綱はございます。
- 議長(平渡高志君) 9番高橋正俊君。
- 9番(高橋正俊君) いろいろ国の制度のもと、いろいろなこういう取り決めがあるので、黒川行政組合は再任用の採用を今後やる考えがあるかどうか、お聞きします。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） ただいま総務課長から説明のとおり、規定関係、要綱は町村と同じように、条例から規則、必要とする規程は全て町村同様に管理されております。再任用につきましては、過去にも実績ございます。将来的にも理事会としては、そういう考えは当然持っております。以上でございます。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。よろしいですか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第6、議案第4号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第5号 黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第7、議案第5号黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。予防課長藤原政由君。

○消防本部予防課長（藤原政由君） それでは、議案書、10ページ、あわせて新旧対照表の35ページをごらんいただきたいと思います。

議案第5号黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例でございます。

消火器に関する基準の39条の第1項中「及び、(3)項を」を「、(3)項から(5)項まで、(6)項イ、ハ及びニ並びに(7)項」に改めるものでございます。

この改正文を見てのとおり、(6)項のロを除いております。その理由は、条文にある消防法施行令第10条第1項に加えられたため条例から除いたものでございます。

次に、中段にあります自動火災報知設備に関する基準の42条第2項中「から(4)項まで、(5)項イ及び(6)項に掲げるもの」を「、(2)項イからハまで、(3)項、(4)項並びに(6)イ、ハ及びニに掲げるもの(同表(6)項イ及びハに掲げるものにあつては、利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。)」に改めるものでございます。

この改正についても、(2) 項のニ、(5) 項イ、(6) 項ロを除いたのは消防法施行令第 21 条の第 1 項に加えられたためでございます。

この改正は、平成 22 年に北海道での障害者グループホーム火災、平成 24 年に広島で発生したホテル火災を機に防火対象物の面積を関係なく指導され、さらに法定根拠が条例から消防法施行令での指導になったもので、より一層厳しく指導されることになったものでございます。

内容は以上でございます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。7 番和賀直義君。

○7 番（和賀直義君） 今回の条例改正するということによって関係する施設というのはどれくらいあるんですか。

○議長（平渡高志君） 予防課長藤原政由君。

○消防本部予防課長（藤原政由君） 消火器については変わりはありませんけれども、自動火災報知設備に関しては、過去 2 年間の間に (6) 項の何々ホームという形の施設なんですけれども、18 件ございました。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 7 番和賀直義君。

○7 番（和賀直義君） 18 件該当する施設があつて、それが全部、全てそのようにもう直っていると、こういう捉えてよろしいんですか。

○議長（平渡高志君） 予防課長藤原政由君。

○消防本部予防課長（藤原政由君） 18 件とも設置されております。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。10 番相澤 榮君。

○10 番（相澤 榮君） 35 ページの新しいほうの条例で 39 条の部分で別表第 1 とかという別表の部分が書いてあるんですけれども、これについての説明文はどこかにあるんですか。

○議長（平渡高志君） 予防課長藤原政由君。

○消防本部予防課長（藤原政由君） これ、消防法施行令別表第 1 については、この表にはございませんが、1 項から 20 項まで対象物、あらゆるものが含まれております。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 10 番相澤 榮君。

○10 番（相澤 榮君） そう言われると、それで終わってしまうんですけれども、結局何が何だか全然わからないうちに決まってしまうような気がするんですね。こういう建物にはこういうものが必要なんだよという部分が、何かそういうものがあると非常に私たち議員としては助かるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（平渡高志君） 予防課長藤原政由君。

○消防本部予防課長（藤原政由君） 先ほど申しあげました消火器に関するものでございますが、39条では（6）項のロを除いております。これは（6）項のロは老人ホームとか、あと障害者の施設とかが入っております。項目ごとに説明すると結構時間ありますけれども、今回改正された（2）項のニとか（5）項のイ、（6）項ロにつきましては、（2）項のニはカラオケボックスとか個室型商店、あと（5）項のイにつきましてはホテル等でございます。以上です。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 法が厳しくなったということで評価したいわけなんです、厳しさとあわせて現場における指導、その辺はどのように徹底されているのか。法的に決まっても、それが現場でいざ事件が発生して初めて気づくということがどうも最近多いので、そういう点で定期的な18カ所なり何カ所の人の集合するような、そういう箇所に対する指導がもっともっと強化される必要があろうと思うんですが、そのことについてはどのように検討されておるのか、これまでの経過も踏まえてお聞きしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 予防課長藤原政由君。

○消防本部予防課長（藤原政由君） 消火器に関しましては、ありませんけれども、自動火災報知設備とか屋内消火栓、スプリンクラー、結構値段のかかる設備については、対象物にこういう法令が変わりますよという通知をしまして、猶予期間、1年、2年、3年という猶予期間を与えて指導しております。以上です。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） ものの指導で、現場で、いわゆる体制的なものも含めて、いざそういう火災全体に対する指導も含めた中で、その対応をどうなされているのか、お聞きしておきたいんですが。

○議長（平渡高志君） 予防課長藤原政由君。

○消防本部予防課長（藤原政由君） 対象物に対しては年1回、さらには3年に1回の予防査察を行っております。そのときに、こういう法令が変わりますよという通知はあります。その言葉で指導しております。以上です。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 年に1回なり3年に1回なりの機械的なものでなく、業者さんなり事業所なりが万が一に備えた体制をすぐにとれるような黒川行政の消防として指導も必要ではないかと、その辺をあえて要望しながら、どうされているのか。どうも施設に行ってみると何か、なかなか人手

の問題なり、あるいは時間の問題なりで思うような訓練がされていないというのもたまたま耳にするので、そういうことのないように黒川消防側からも指導するべきだと思うんですが、その辺はこれまでどうなっているのか、お聞きしたいんです。

○議長（平渡高志君） 予防課長藤原政由君。

○消防本部予防課長（藤原政由君） 予防査察でそういう指導はやっている、改善されない場合は何回も足を運んで一応その改善していただく、予防を進めていただくということをお願いしております。以上です。（「今後の」の声あり）今後も、そういう対象物がふえれば、消防側から足を何回も運んで、そういう説明をして予防に努めていただくようお願いするものでございます。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。1番金子 透君。

○1番（金子 透君） 最近の事例なんですけれども、事案が発生してからそういう対象物だった、行政のほうでは一生懸命指導していましたが、改善されなくていろいろな犠牲が出た、事故が発生したというのをいっぱい聞くんですけれども、罰則規定等々というのはあるんでしょうか。それを適正に運用しているんでしょうか。お聞かせください。

○議長（平渡高志君） 予防課長藤原政由君。

○消防本部予防課長（藤原政由君） 罰則規定はありますが、今のところ指導によって命令の段階でほとんど改善されておりますので、まだ罰則までは至っておりません。以上です。

○議長（平渡高志君） 1番金子 透君。

○1番（金子 透君） やっぱり人命にかかわることありますから、ある一定の限度を超えた指導をもっても改善が認められない場合は、より厳格な対応が必要かと思うので、そういった方面でも今度考えのほうを改めていただければと思います。

○議長（平渡高志君） 予防課長藤原政由君。

○消防本部予防課長（藤原政由君） 今後、そのような事例があれば罰則規定も利用して指導してまいりたいと思います。以上です。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第7、議案第5号黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕



○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第6号 病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第8、議案第6号病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） それでは、議案書、11ページをお願いいたします。あわせて、新旧対照表、36ページをごらんいただきたいと思います。あわせて、議案説明資料、1ページ、こちらのほうを準備方お願いしたいと思います。

それでは、議案書、11ページ、議案第6号病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

まず、黒川病院の経営に関する条例の改正をお願いするものであります。

現在、黒川病院で標榜している診療科目は、内科、整形外科など全14科目であります。今回、指定管理者より新たに心療内科を標榜したいとの要請があり、15番目の標榜科目として心療内科の追加をお願いするものであります。

詳しくは議案説明資料にて説明したいと思いますので、1ページをごらんいただきたいと思います。準備方よろしいでしょうか。

それでは、心療内科につきましては、日ごろのストレスなどによる拒食症、多食症、不眠症、恐怖症などの患者が対象となっております。郡内の医療機関で標榜しているのは3機関で、ともに開業医となっております。黒川病院につきましては、心療内科の専門医であります本郷管理者を初め、非常勤医師2名で対応しており、病院としては黒川地域唯一の公立病院として地域の医療体制の充実を図り、住民への安心した医療を確保するため標榜したいとのことであります。

費用につきましては、現在の内科診療室にて対応しているため、費用は発生しないとのことであります。

病院としましては、新たに標榜科を追加することによりまして、地域医療の充実と病院の医療患者数の増を期待しているところであります。

説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） 15番目に心療内科の設置ということで今話は伺いましたけれども、要望が

強いからそういう設置になったんでありましようけれども、実績を見ると25年が343件に対して27年度の実績が194件と減っている、その内訳に対して設置ということで再度お尋ねいたします。その要望はやっぱりかなり強かったんでしょうか。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） 要望につきましては、大変強いものがございました。25年、26年というような数字出ておりますけれども、実際には標榜していない中での診療がされていたところがございます、この標榜することによりまして看板といいますか、あと看板のほうにもこの病名が、診療の中身が表示できるというようなことになりますので、今後も期待を込めてこの標榜したいというようなことで話があったわけでございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） 前に説明伺った際に、そのときは産科のほうだったんですが、医師の派遣、あるいは医師を常時置くということは経費が結構かかるという説明を受けたんですが、常勤の本郷先生を初め非常勤2名体制ということで費用対効果はどのようにお考えでしょうか。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） 新たな形で地域住民の方にお知らせするような形になりますので、患者数的にはふえるものと期待しているところでございます。以上でございます。

あと、費用については、今までどおり変わらないということでございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） 設置することはやぶさか、反対ではないんですが、ぜひともそういうような宣伝も含めまして、公立病院の黒川病院にそういう精神的な科も設けるということであれば、PRも含めながら患者獲得に動いていただきたいというふうに思います。最後に答弁を求めます。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） 今議員さんから言われたことも指定管理者のほうにも強くお話し申し上げて、その中で患者獲得というか、そういう形にしたいと思います。以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 一番最後に費用ということで、費用は発生しないと。今の答弁にも出ていましたが、これ今後、従事する中で、これまでの既存の内科診療室からどうしてもというような、独立の診療室なども設けるということも出てくるかと思うんですが、あえて費用は発生しないとこ

で断言して、今後とも全然予算的に必要ないということでもいいんですか。こういう表現は極めてその場しのぎの説明になってしまうのではないかと。あえて、何も費用は発生しない云々じゃなく、必要なものについては少々費用が発生しても設置するというような、そういう姿勢がないと、今後、もしこれが必要で予算が計上された場合には、これを盾にした反対が出てくることも十分に考えられると思うんですよ。どうなんですか。これ本当に費用発生しないと理解していいんですね。これまででなく、今後のことも含めてですよ。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） 今の内科の診療室そのもので今やっておりますので、費用そのものは発生はいたしません。それで専門的な形で内科の一室、そちらのほうを心療内科含めた中で通常の内科もするというようなことをお伺いしていますので、費用的なものについては追加はございません。以上でございます。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。15番石垣正博君。

○15番（石垣正博君） 今質問あったので大体尽きているんですけども、1つだけお聞きします。医療体制の充実を図っていくというふうに、ここにうたってあるわけですが、これを名前を出すことによって相当の患者数が見込めるということだと思えますけれども、この地域内、黒川郡内でそういう患者数というのはどのように見ておられるのか。相当多くなってきているのかどうか。その辺だけちょっと をお願いをしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） 今現在、会社関係もそうですけれども、大分ストレスの社会というふうにならわれております。その中で患者数的には年々ふえているというような状況だと思います。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）では、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第8、議案第6号病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第7号 公立黒川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第9、議案第7号公立黒川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） それでは、議案書12ページをお願いいたします。あわせて新旧対照表、37ページ、一番最後のページになりますけれども、こちらのほうをごらんいただきたいとあります。あわせて、先ほど使用しました説明資料の2ページ、こちらのほうを準備いただきたいと思っております。

それでは、議案書12ページ、議案第7号公立黒川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

こちら黒川病院の経営に関する条例の改正でございまして、黒川病院の入院料の納期につきまして、月2回、15日締めと月末締めから月1回、月末締め、こちらのほうに改めるものでございます。

詳しくは議案説明資料にて説明したいと思っておりますので、2ページをごらんいただきたいと思っております。

改正理由にまとめてありますけれども、現在の黒川病院の入院料の計算方法、これにつきましては、「診療行為ごとの点数をもとに計算する出来高払い方式」でありまして、月2回の精算をしております。平成28年4月からDPCという診断群分類包括評価によります定額払い方式に変更し、月1回の精算に切りかえたいと指定管理者に要望されたものでございます。現在は、平成26年に準備病院として国に届け出をしているとの報告を受けております。

資料、一番下には、4番目としまして、患者、医療機関、行政としてのDPCの導入のメリットをまとめてありますので、ごらんいただきたいと思っております。

説明は以上でございまして、よろしくをお願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） このメリット、いいことづくめなんですけど、逆に言いますと、これまでは過剰検査なり過剰投薬があったということに理解せざるを得ないんですが、そういうことなんですけど。

それから、あわせて、デメリットというのも1つ2つあるのではないかと思うんですが、その辺も具体的に、もしあれば教えてほしいんですが。これまで月2回というのは小刻みだ、いわゆる刻

みで払っていることによる負担の、何ていいますか、最終的には払うのは変わらないでしょうと言え、それまでなんですけどね。ただ、小刻みに払うことによるよさもあつたのではないかと。それをまとめて払えということが、ある面でいろいろな障害が出てくるのかなということも考えますが、その辺をどのように検討されたのか、あわせてお願いします。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） 最初のほうの、過剰な診療をやっていたんじゃないかというような話でございませけれども、このDPC方式につきましては、国が進めている方式でございまして、最終的には国が出す診療の報酬分、それを下げたいという思惑が一番の理由でございまして、黒川病院としましてはそこまで、今まで診療そのものに薬を余計出すとか、そういうことはやっておりません。通常の診療体制でやっていたということでございます。それでも国のほうの考えのほうに移行するというようなことでございます。

あと、それからDPCとしてのデメリットでございませけれども、DPCそのものは在院日数に応じて3段階、点数に分けられておりまして、在院日数が多くなればなるほど段階的に下がっていくというような仕組みになってございます。その中で出来高払い、このようなことについて在院日数、これを延ばすことによって病院としては、収入増はなくなってくるような形になります。要するに、長く入院すればするほど収入が減ってくると、そういうような仕組みのものでございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） そもそもちんぷんかんぷんでわからない私が聞くんですから本当に失礼かけますが、要は、患者の皆さん方が最終的に支払いの段階で、このようにメリットだけでいいのかどうか。いわゆる安くなるという、これまでよりも低額な料金が期待されると。一方、病院の経営というのはどうなるのかも含めて、もう一度だけその辺の、両面から見て。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） 病院のほうでは、収入の関係ですけれども、収入についてはふえるというふうにもくろんでおります。といいますのは、このDPCにした場合に全体的な形で料金的なものが高くなっております。その中で、さっきお話ししましたように、長く入院していればするほどだんだんと下がっていくということですので、全体的な包括評価には、短い期間については料金的なものは上がっているというようなことで、その中で収入の増を見込んでいるような状況でございます。以上でございます。（「患者側のほうから」の声あり）

患者側からして最終的な形で短く、入院的なものは短くなるということで、日数的に短くなったものですから、その分で支払い診療報酬そのものについては少なくなるというようなことでございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） ちょっと矛盾するんじゃないかと。長くなれば長くなるほど負担が減るところが、最初の答弁では短ければ、逆に言えば今までよりは上がると。短い人は上がると。そうした場合に、裏を返せば患者の負担は日数が短ければ上がるということじゃないんですか。それ短ければ、また低くなるということで今答弁されたんですが、短い方は結局は10日なり半月なりの入院の方ですか。あるいは1週間。そういう方については、かえてこれまでよりも上がるという判断されるんじゃないんですか。そうすると、かえて患者の負担はこの対応をすることによって上がってくるんじゃないの。どうなのっしや。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） 出来高払いにした場合、入院させればさせるほど病院としては治療にかかる薬とか、そういうことを出せば、それなりに収入そのものは結局は上がることは上がります。その分、患者側で支払う分もふえてはきます。全体的な形で診療そのものの、入院そのものが短くなれば、最終的には入院患者としましては報酬については下がる。あと、病院としましては短くしても、その分報酬が上がりますので、その中でとんとんというような形になりますので、そういう状況であります。

○議長（平渡高志君） ほかに。13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） もう一度、DPCについてお聞きしたいんですが、いろいろな患者さん、1人だけでなく何人かの患者さん、今現在通われている方、そして入院されている方から聞いた話なんですが、医療費が一度でなく二度、三度にわたって請求を受けたという話を聞いているんですね。DPC導入によっていろいろ簡素化される部分もあるし、いろいろ診療報酬も今回、これによって変わってくるんですけども、今そういうふうな形であるんですけども、その辺の解消というのはどういうふうに結びつけられるのか、まずその辺をお聞きしたいと思います。言っている意味、わかりますか。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） 今、1月2回、3回の請求があったというふうに、DPCの中でというふうに話をお伺いしたんですけども、DPCそのものの計算につきましては、1カ月の患者さん

の状態、それを見て最終的な形で1カ月分を請求するというふうになりますので、2回、3回というような請求、これはどういうことなのか、ちょっと私も不明なところがあるんですけども、通常は月1回の請求というふうになります。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） じゃ、かみ砕いてお話しします。例えば診療報酬、そして医療費が3,000円だったとすれば、3,000円の請求が来て、3,000円をお払いしたと。そうしたらば、計算間違いで次に、いや、あの計算間違っていたから2万7,000円でしたという請求書をもってびっくりした。2万7,000円ですかと払ったらば、いや、あれも間違っていて3万円だったんだという請求を出された方が何人かいるんですね。何だかそういう計算間違いするということは、ちょっと信用にもかかわるしなとかずっと思っていたんですが、今回このDPCの導入をされて医療報酬制度も変わるというふうになれば、そういう間違いというのは軽減されるのかどうか、その辺聞きたかったんですが。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） 間違いを軽減できるかということでございますけれども、これは病院のほうでやっている業務でございますので、詳しくは私のほうではわからない点がありますけれども、今までの請求の仕方、あとDPCによる請求の仕方、最終的には仕事のなものについては一切何も変わらないだろうというふうに思っております。ただ、今までの出来高払いの場合ですけれども、薬が、この薬何錠、いろいろ、あとそのほかに注射が何本ということで、それが一つ一つ積み重なっていったのが最終的な形で出来高払いというふうになっているんですけども、業務的には同じぐらいだという話ししましたけれども、最終的に2,300ぐらいある、このDPCである病名、これをどれにするかということにつきましては医者の仕事だとは思いますが、その中で出す場合には、この組み合わせについての、どれを出すかによって決まるわけですので、仕事のほうは、先ほど同じぐらいじゃないかというふうに話ししましたけれども、今考えてみますと、DPCにしたほうが仕事のほうは少ないのかなというふうに今思ったところでございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） ほぼ変わらないような請求だということなんでしょうけれども、できることであれば、その辺もやっぱり改善していただきながら進めていかないと、やっぱりこれは公立病院という扱いなものですから、やっぱり信用にかかわるのがまず一番かなというふうに思っていますので、新たなそういう請求方法、変わってきますので、その辺も意識徹底をされて、間違いのない

ようにやっていただけることを望みますので、よろしくお願ひします。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） 今議員さんから言われたことを指定管理者のほうに伝えて、間違いのないようにしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 補足させていただきますが、13番議員の質問の中で間違いの件、本件と関連するわけですが、間違い等、あるいは地域の患者さん、地域の住民の方からの病院に対するそういう苦情的な問題につきましては、当然個人情報絡みもございますので、別に二、三人の方からそういう話がということで、黒川行政、設置者側としても、これらは重要視する必要がございますので、もしできれば別な機会に具体的にお話をいただきまして、こういう問題については黒川行政として、設置する側として病院にその都度、要望、是正、改善、この辺、求めてきておりますので、そのような対応をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（平渡高志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第9、議案第7号公立黒川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

暫時休憩に入ります。

会議の再開は11時10分といたします。どうぞよろしくお願ひします。

午前11時02分 休憩

---

午前11時11分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

---

日程第10 議案第8号 工事請負契約の変更について

○議長（平渡高志君） 日程第10、議案第8号工事請負契約の変更についてを議題といたします。



朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長鎌田光一君。

○財政課長（鎌田光一君） それでは、議案書、13 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 8 号工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

これは、平成 27 年 5 月 26 日議案第 14 号をもって可決された既存のごみ焼却施設整備工事につき 727 万 4,880 円を増額し、契約金額を 7,347 万 8,880 円と契約変更するものでございます。

変更内容について業務課長より説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） それでは、修理箇所等を御説明したいと思いますので、議案説明資料の、先ほど D P C の説明した後のものですけれども、その 3 ページ、ごらんいただきたいと思います。

平成 27 年度ごみ焼却施設整備工事の追加工事の説明書でございます。

本工事の当初計画におきましては、楕円形で示しました部分のおのおのの整備工事を行い、安定したごみの焼却処理を行うこととしておりましたが、平成 27 年度の使用機器点検におきまして、太枠で黄色のマーカーで示しております 2 カ所に新たに損傷が確認されたため、年度内の整備を計画し、公害防止基準に対応する適切かつ安定したごみ処理施設の運転管理を実施するため、これらの修理工事を追加するものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1 番金子 透君。

○1 番（金子 透君） 聞き間違いでなければ、今損傷というふうに聞いたんですけれども、損傷の原因を教えてください。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） 高温による長年の使用による損傷でございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。1 番金子 透君。

○1 番（金子 透君） ということは、当初の設計の変更前契、約 6,600 何がしのところでは、どうしても見込めなかった、やむを得ない事案だということで理解してよろしいわけですか。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） はい、そのとおりでありまして、去年の 10 月、あと 11 月の点検によって、補修しなければならない箇所が発見されたということでございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第 10、議案第 8 号工事請負契約の変更についてを採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 1 1 議案第 9 号 平成 2 7 年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（平渡高志君） 日程第 11、議案第 9 号平成 27 年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長鎌田光一君。

○財政課長（鎌田光一君） それでは、議案書、14 ページと、あわせて各種会計補正予算に関する説明書、あわせて議案説明資料のほうを準備願います。

それでは、議案第 9 号平成 27 年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第 5 号）について御説明申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,434 万 2,000 円を減額しまして、28 億 3,467 万 7,000 円とするものでございます。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、議案書、15 ページ、16 ページにございます、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第 2 条、繰越明許費でございます。17 ページをごらんいただきたいと思います。

4 款衛生費 2 項清掃費におきまして、平成 27・28・29 年度環境管理センターごみ処理施設建設工事につきまして、6 億 8,898 万 6,000 円を、地方自治法の規定によりまして平成 28 年度に繰り越しして使用するものでございます。

14 ページにお戻り願います。

第 3 条、債務負担行為の補正につきましては、債務負担行為の追加で、議案書 17 ページにございます、「第 3 表 債務負担行為補正」によるものでございます。

それでは、補正予算に関する説明を事項別明細書により説明いたします。各種会計補正予算に関する説明書、1 ページ、2 ページについては、歳入歳出を総括したものでございます。

3 ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金 1 項負担金ですが、4 億 5,714 万 2,000 円を追加し、23 億 3,287 万 3,000 円とするものでございます。内容としましては、管理運営費と消防費で人件費を整理し、町村に返還するものでございます。なお、消防費においては今年度の基準財政需要額確定に伴う調整額を含んだものとなっております。また、ごみ処理費について、震災復興特別交付税相当額を追加負担していただくものであります。このことについて繰越明許とあわせて御説明いたしますので、議案説明資料、4 ページ、議案第 9 号関係資料をお開き願います。

現在、事業を進めておりますごみ処理施設整備事業について、平成 27 年度当初は地域計画に基づき予算額 8 億 2,198 万 8,000 円を計上しました。その後、契約を踏まえて交付金確定後の事業費に割り振りしました。平成 27 年度においては地域計画に基づき、交付金の交付決定がされていることから、当初計画どおりの事業費とすることになりますが、中段の表の 2 行目、施行側としては今年度の事業可能額は 1 億 3,300 万 2,000 円ほどであることから、6 億 8,898 万 6,000 円を繰り越すものであります。また、財源については、下段の図解のとおり、当初計画では交付金以外のほとんどを起債対応しておりましたが、交付対象額のうち交付金以外の部分について震災復興特別交付税が町村へ交付されることとなることから、この交付税相当額を町村負担金として追加負担願うものであります。

なお、次ページに同事業の進捗状況を示しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

事項別明細書にお戻りいただきたいと思えます。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料ですが、火葬執行件数の増加により衛生使用料に 30 万円を増額するものでございます。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金ですが、事業費確定により 2,256 万 5,000 円を減額し、2 億 5,064 万 3,000 円とするものでございます。

6 款繰入金 1 項基金繰入金ですが、災害復旧等の財源調整のため 1,893 万 6,000 円を減額し、6,832 万 2,000 円とするものでございます。

7 款 1 項繰越金ですが、前年度繰越金について整理したもので、445 万 1,000 円を追加し、1,394 万 2,000 円とするものでございます。

8 款諸収入 2 項受託事業収入ですが、高速道路救急業務支弁金確定に伴うもので、13 万 2,000 円を追加し、426 万 1,000 円とするものでございます。同じく、1 目雑入ですが、1,773 万 4,000 円を追加し、5,028 万 3,000 円とするものでございます。内容としましては、団体保険事務取扱手

数料等歳入見込み額を精査したものであります。

説明欄、下から2行目、災害廃棄物特別負担金、ごみ処理費1,743万7,000円の追加となっておりますが、これは昨年9月11日の関東・東北豪雨災害により発生した災害廃棄物に対する経費負担で、搬入量に応じ、関係町村から特別負担金として御負担いただくものとなっております。

9款1項組合債ですが、1目衛生費について、先ほどの震災復興特別交付税に対応した部分について減額するもので、2目消防債については、本年度更新の消防ポンプ自動車について起債対象額確定による減額でございます。

以上が歳入補正額4,434万2,000円の内容でございます。

歳出につきましては、各部門より御説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 総務課参事木村和子君。

○総務課参事（木村和子君） それでは、同じ資料、5ページをお開き願いたいと思います。

歳出について御説明申し上げます。

1款1項1目議会費について説明いたします。今回の議員改選に伴い、9節の旅費6,000円不足が生じ、1節の報酬から充当させていただくものでございます。

次に、2款1項1目一般管理費につきましては、2節、3節が人件費の減額となっております。2節の給料におきましては育児休業中の職員給料分が含まれてございます。4節の共済費につきましても、給料に伴う負担金の減額となるものでございます。12節役務費から19節までは、事務事業執行後の確定に伴い減額をお願いするものと、18節の備品購入費につきましてはパソコン等の機器購入をお願いするものでございます。一般管理費570万円を減額補正し、補正後の額を1億219万円をお願いするものでございます。

次に、2目文書広報費につきましても執行残の減額をお願いするものでございます。

それから、3目財政管理費につきましては、各部門事務事業を精査し、各費目ごとに基金積み立てをするもので、3,534万7,000円を追加いたしまして、3,538万7,000円にするものでございます。

それから、10ページをお開き願います。

10ページ、災害復旧費について御説明させていただきます。10ページをお願いいたします。

9款1項1目総務災害復旧費につきまして御説明申し上げます。11節の需用費、修繕料につきましては、事務所内のエアコン室外機5台分の修繕をお願いするものでございます。また、18節の備品購入費の減額につきましては、前回購入分の執行額を減額いたしまして、補正額37万6,000円

を増額し、補正後の額を1,022万8,000円にお願いするものでございます。

最後に、11ページから13ページまでになります。11ページから13ページまでは、先ほど御説明いたしました人件費補正の給与費明細書になりますので説明を省略させていただきますので、ごらんになっていただきたいと思います。

以上が総務費でございます。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） 続きまして、衛生費につきまして御説明を申し上げたいと思います。6ページにお戻りいただきたいと思います。

4款1項1目保健衛生総務費につきましては、20万8,000円を追加し、総額2,733万9,000円に補正をお願いするものでございます。2節から4節までの人件費について、おのおのの所要額を精査し、20万8,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、2目火葬場費につきましては、240万4,000円を減額し、総額を2,818万7,000円に補正をお願いするものであります。11節需用費、燃料費につきましては、施設燃料単価の値下がり及び今後の執行見通しを踏まえ、減額をお願いするものであります。12節役務費、15節工事請負費、18節備品購入費につきましては、おのおのの事業執行額の確定に伴い減額するものであります。

次に、4款2項1目し尿処理費につきましては、769万7,000円を減額し、総額を6,054万3,000円に補正をお願いするものであります。11節需用費につきましては、燃料費及び光熱費の今後の執行見通しを踏まえ、減額をお願いするものでございます。12節役務費、13節委託料、15節工事請負費、18節備品購入費、27節公課費、これにつきましては、おのおのの事業執行額の確定に伴い減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2目ごみ処理費につきましては、1,134万9,000円を減額し、総額を3億1,886万2,000円に補正をお願いするものでございます。2節から4節までの人件費につきましては、所要額を精査したものであります。7節賃金につきましては今後の執行見通しにより減額を、また11節需用費の消耗品につきましては機械設備消耗品購入経費について追加をお願いするものでございます。燃料費及び薬品費については今後の執行見通しを踏まえ減額を、12節役務費、手数料につきましては事業執行額の確定に伴い減額するものであります。また、自動車損害保険料につきましては公用車保険料の追加を、15節工事請負費及び27節公課費につきましては事業額確定に伴い減額をお願いするものであります。

次に、3目ごみ焼却施設整備事業費につきましては、総額に変更はございませんが、国からの交付金額の確定に伴い財源構成額の調整も含めて補正をお願いするものであります。13節の施行管理委託料の事業額の確定に伴い、委託経費を減額し、総額を15節のごみ処理施設建設工事費に振りかえるものでございます。

次に、4目最終処分場費につきましては、403万4,000円を減額し、総額2,695万9,000円に補正をお願いするものでございます。11節需用費につきましては今後の執行見通しを踏まえ減額をお願いするものであります。12節役務費、15節工事請負費につきましても、おのおのの事業執行額の確定に伴い減額するものであります。

次に、ページ飛びますけれども、10ページをお願いしたいと思います。上から2番目の表をごらんいただきたいと思います。

9款2項1目衛生総務災害復旧費につきましては、23万1,000円を減額し、総額を318万1,000円に補正をお願いするものでございます。18節備品購入費におきまして公用車2台購入の事業額確定に伴い減額をお願いするものでございます。

次に、4目ごみ処理施設災害復旧費につきましては、4,512万5,000円を減額し、総額を3,487万5,000円に補正をお願いするものでございます。13節委託料におきまして災害廃棄物処理に係る事業額の確定に伴い減額をお願いするものであります。

次に、5目最終処分場施設災害復旧費につきましては、15万7,000円を減額し、総額を216万円に補正をお願いするものでございます。15節工事請負費におきまして搬入路復旧工事に係る事業額の確定に伴い減額をお願いするものであります。

以上が4款衛生費の補正内容でございます。

○議長（平渡高志君） 消防次長千葉 清君。

○消防本部次長（千葉 清君） それでは、続きまして5款消防費について御説明申し上げます。説明書、8ページをごらん願います。

1項1目常備消防費につきましては、2節給料から19節負担金、補助及び交付金合わせて648万3,000円の減額をし、総額10億2,719万1,000円とするものでございます。

2目消防施設費につきましては、11節需用費、次のページ、18節備品購入費合わせて333万4,000円を減額し、前のページに戻りまして、12節役務費、13節委託料合わせて603万4,000円の増額をお願いするもので、内訳といたしましては、平成28年4月1日より富谷出張所救急2隊運用に伴います通信指令システム、車載デジタル無線システムの設定変更に対する業務委託料といたしま

して増額をお願いし、2目、補正額270万円増の総額1億2,316万8,000円とするものでございます。

9ページ上段をごらんください。

5款消防費につきましては、1目、2目合わせて378万3,000円の減額補正をお願いし、総額11億5,035万9,000円とするものでございます。

続きまして、10ページ中段をごらんください。

9款災害復旧費3項1目消防施設災害復旧費でございますが、11節需用費から18節備品購入費合わせて185万7,000円を減額し、総額4,759万円とするものでございます。

以上です。

○議長（平渡高志君）教育次長阿部愛子君。

○教育次長（阿部愛子君） 続きまして、6款教育費を御説明申し上げます。

1項1目教育委員会費につきましては、職員の人件費を精査し、11万2,000円を減額し、備品購入費といたしまして新教員委員会制度の移行に伴い公印を購入する経費1万4,000円を計上し、9万8,000円減額の943万9,000円となっております。

続いて、3項1目適用指導教室費につきましては、備品購入費といたしまして相談者対応椅子等の購入の経費8万6,000円をお願いするもので、499万5,000円となっております。

4項1目結核対策委員会費につきましては、繰越金を整理するものでございます。

続いて、10ページの一番下になりますが、災害復旧費4項2目視聴覚教材センター災害復旧費につきましては、機材購入執行に伴い、14万1,000円の減額補正をお願いするもので、93万1,000円となっております。

○議長（平渡高志君） 財政課長鎌田光一君。

○財政課長（鎌田光一君） 9ページ下段になります、7款公債費1項公債費1目元金に330万9,000円を追加し、1億3,946万9,000円とし、同じく2目利子19万8,000円を減額し、544万3,000円とするもので、内容としましては、消防公債費について、平成26年度更新の化学消防ポンプ自動車の起債償還に関し、当初7年償還で計画したものが認められず、5年で償還することとなったことによる増減額であります。

以上が、議案第9号平成27年度一般会計補正予算の説明でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ございませんか。12番高平

聡雄君。

○12 番（高平聡雄君） 1 点だけなんですけど、5 ページの総務費の中の説明でパソコンを買うという  
ような説明をいただいたと思うんですが、これと、その説明をいただくのと、賃借料の中に事務機  
借上料というのがあるわけですが、これとの兼ね合いというか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 総務課参事木村和子君。

○総務課参事（木村和子君） それでは、最初に 18 節の備品購入費のパソコンについてなんですけ  
れども、前回の議会で富谷出張所の増隊を可決いただきまして、グループウェアのパソコン 1 台、  
富谷出張所に購入するものでございます。

それから、14 節の賃借料との兼ね合いということですか、それは全く今のパソコン購入とは違  
うものでございます。よろしいでしょうか。

○議長（平渡高志君） 12 番高平聡雄君。

○12 番（高平聡雄君） 備品の管理上、自分のものと借りたものという区分けが当然あるわけので、  
そういったものの管理状況がどうなっているのかなということと、基本的には今はリースとい  
うことでの事務関係の契約というのが一番オーソドックスというか、そういった形になってい  
るんだらうというふうに思いますが、今回の場合は 1 台だということですので、その管理上、要す  
るにこれは黒川行政事務組合の財産として今後管理していくということにならうと思いますので、  
そういった管理状況、管理台帳を含めて、今後、公会計が進めば当然償却資産としての管理が必要  
になってくるというようなこともありますので、管理状況も含めて現在の状況をお伝えをいただ  
ければというふうに思います。

○議長（平渡高志君） 総務課長鎌田節夫君。

○総務課長（鎌田節夫君） お答えいたします。パソコン関係の管理状況、当然台帳として管理して  
おりますし、総括的には総務課のほうで管理しております。ただ、使用するのは消防の出張所も含  
めまして担当者が使用するものですから、その最終的な責任は、使用する職員が責任を持って使  
用するという考え方で管理しております。

それから、これと関連しまして、サーバー関係も今回の水害ということを受けてしまったんです  
が、その前から監査委員さんのほうからも御意見も頂戴いたしまして、頭腦的なサーバーは消防本  
部の 2 階、指令センターのパソコンと一緒にそちらに移動して、これはあってはならないんですけ  
れども、水害があっても大丈夫なように管理をいたしております。

○議長（平渡高志君） 12 番高平聡雄君。



○12 番（高平聡雄君）（聴取不能） ました。基本的に、先ほど言ったように、更新が必要な機器、特にOA機器等については定期的な入れかえということが想定されて、買い上げというよりは、どちらかというリースによる使用料の中に含むということが今は一番オーソドックスというか、そういう形になるんだろうというふうに思いますから、これということではなくて、そういう機械投資の場合には、できるだけ集約できるような体制が必要なのではないかというふうに思うんですが、総務課としての基本的な考え方、お聞かせをください。

○議長（平渡高志君） 総務課長鎌田節夫君。

○総務課長（鎌田節夫君） 議員おっしゃられたとおり、基本的には総務課といたしましては賃借料の中で見れるものは見ますけれども、ただ、その機器によって購入しなければならないという機械もございまして、それは仕方ない部分もございまして、そのように考えて管理しております。

○議長（平渡高志君） ほかにございせんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 10ページの総務災害復旧費の中での総務災害復旧、エアコン5台修繕という話出たんですが、今エアコン修繕ということは、もしかしたら職員、寒い環境の中で仕事をしているのかなと思うんですが、この辺のエアコンというのは業務に直接影響しているところなんですか。もしそうだとあれば、あえてそれは待たずに、理事長の決裁でこれは対応して、そういう環境悪化の、悪い環境の中で仕事のないように、ぜひ取り組むべきだと思うんですが、それ1点目ですね。それから、何か公債費の関係で消防車、7年で払う予定だったのが5年の償還だってあったんですが、こういうことって余りあったんでは困ると思うんですが、どういう問題で、どういう関係でこういうことが生じたのか、その辺、今後のためにお聞きしておきたいんですが。

○議長（平渡高志君） 総務課長鎌田節夫君。

○総務課長（鎌田節夫君） まず、エアコンの関係でございまして、前回の議会でも議題になり……、議題というか、話になりましたが、事務所の移転ということがありまして、継続して検討しておるわけで、どのようになるかわからないという部分もあるんですけども、それが1つ。

もう一つが、今回のエアコンの修理というのは室外機でございまして、それが水没したものですから、それを長期間そのままにしておくとうまくないものですから、今回補正いただきまして早期に修理をしたいという考え方でございまして、ただ、現在どうやっているんだということでもありますけれども、普通の温風ヒーター、それを購入させていただきまして、それで対応しております。あとは、それでも寒い場合には厚着をして対応するよというところで総務のほうでは指導しております。

す。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 財政課長鎌田光一君。

○財政課長（鎌田光一君） 先ほどの質問、公債費で7年償還が5年になったものに関してなんですけれども、当初、起債に関する同意申請のほうを県のほうと協議しながら進めてまいりました。その段階では7年ということでやっております、7年で同意は得たんですけれども、実際借入先が今回、地方公共団体金融機構というところから借り入れすることになったんですが、そのところでは車両については5年ということで、こちらを5年償還ということに変更になりました。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） あえてそれを責めるんじゃないんですが、慎重に、そういった意味では今後、教訓としてやる必要があるのかなと考えます。また、何かエアコンについては、いろいろな努力はされているようですが、かえてそういう費用がかかってくる分、早目に修繕しておけば済んだのかなということを思いましたので、早目、早目の対応をぜひお願いしたいと思います。

それから、先般に補正で見まして、燃料費があらゆる部門で△になっていると。いい傾向なんです、この燃料費、いずれ予算でもまた議論されると思うんですが、これがこの価格、いわゆる今回下がった価格の減額補正なんです、これらはやっぱり28年度の予算にも十二分に反映された取り組みを考えられているのか、いずれ聞きますが、ちょっとこの補正を通じてお聞きしておきたいんですが。

○議長（平渡高志君） 財政課長鎌田光一君。

○財政課長（鎌田光一君） 27年度当初についての積算をする時期というのが、毎年ですけれども前年度の10月ごろの単価をもって積算しております。それで、今回の27年度については、一昨年、平成26年の10月時点の単価を参考にしたため、その時期が一番燃料費、高い時期であったため、今回かなりの差額が生じたということになっております。28年度予算についても、ことしも同じように去年の10月時点の単価を採用しております。以上でございます。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第11、議案第9号平成27年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）についてを採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

日程第12 議案第10号 平成27年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）

○議長（平渡高志君） 日程第12、議案第10号平成27年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長鎌田光一君。

○財政課長（鎌田光一君） それでは、議案書の18ページをお開き願いたいと思います。

議案第10号平成27年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56万5,000円を減額しまして、1,749万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、議案書、次の19ページにございます、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、補正予算に関する説明を事項別明細書により説明申し上げます。補正に関する説明書の15ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。まず、2款1項繰越金に37万8,000円を追加し、1項1目町村負担金94万3,000円を減額し、各町村へそれぞれの額を戻すものでございます。

次に、歳出でございます。

1節報酬、9節旅費につきましては、審査委員の欠席等によるものの減額、またそのほか2節から4節までの人件費精査、11節事務経費精査によるもので、介護認定審査会費56万5,000円を減額し、1,749万9,000円とするものでございます。

16ページから18ページまで、給与費明細書となっておりますので、ごらんいただきたいに思います。

以上が、議案第10号平成27年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正（第2号）の説明でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 今、委員の報酬が欠席によるというような説明あったんですが、この認定の審査会における委員の出席状況というのは実態、どうなっているんですか。かなりの、この金額ですと欠席が多いのかなと思うんですが、その辺の状況をお願いします。

○議長（平渡高志君） 業務課参事阿部愛子君。

○業務課参事（阿部愛子君） 審査委員の欠席状況なんですが、このごろなんですが、体調不良ということで休む方が多いといいますか、1合議体1人、あるいは2人、3名で審査は行われますので、2人が休まれるという審査会、ちょっと多くなってまいりまして、パーセンテージはちょっと示していませんが、そういう状況になっております。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 正直に答弁もらったのはいいんですが、3人が出席のとき2人休んで1人で決定するというのも、どうも、なにになに、5人のうち3人が休むの。あっ、2人。でも、3人でも何か、大変な、先生方、忙しい中での出席ということも、御無理かけているところもあると思うんですが、その辺、もし欠席された場合には別な方からということで、次の方に入ってもらうとか、そういうやりくりできないものですか。ぜひ、多い人数の中で、今介護度2と3でかなり、何ていうか、施設に入るのについてもいろいろ際どいところがあるんで、その辺の慎重なやっぱり対応というのを、それでなくても我々、あそこの家は認められて、うちで何で認められないんだというようなことも大分あるので、やっぱりせめて大先生方に、一番真剣に対応してもらおうということが我々としても説明もしやすいところあるんで、ぜひそのような対応をできないか、もう一度お聞きしたいんですが。

○議長（平渡高志君） 業務課参事阿部愛子君。

○業務課参事（阿部愛子君） 審査の資料は前もって1週間前に審査の委員さん方に送っています。ただ、先ほどお話ししたように、当日になって体調不良とかで欠席するという連絡をいただきますものですから、別な委員が入るということはちょっとできかねるんですね。そういう状況ですが、これからはそういう状況のとき、そうですね、対応というか、3名であれば審査できますので、一応そういう体制で行っていきたいと思っております。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） くれぐれもその辺の審査については、何ていいますか、公平な診断が下るように今後とも努力してほしいんですが。これ助役から一言、総まとめで。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 欠席、このように不用額生じてしまったわけですが、まず次の者をじゃ出席求められないかという議員の質問。これは現在、8合議体、8つのグループですね。1合議体が5名、40名の委員にお願いしています。年間計画で第何合議体はいつと、いつと、いつという年間計画で審査会の日程が組まれておいて現在開催しておるわけですが、そういうことで次の者、次の合議体からという出席はまず、議員、不可能といいますか、計画的にやっていますので、その5名が1合議体ということで、年間スケジュールで、意思の疎通を図って公平な審査をお願いしておると。

それから、件数が多い時期につきましては、1つの合議体のみならず2合議体開催、同時に開催する場合もあります。その辺での調整がどうなのかということも出るんですが、やはり合議体に任せおる部分がございますので、制度上は5名のうち過半数、3名であれば成立、審査は公平・公正に対応してもらおうという判断、制度上はそのように解釈されております。

先ほど説明のとおり、それらあるゆえに1週間ぐらい前には各先生方の手元に個々の資料を送付させていただいていますので、十二分に検討していただいて、3名の審査においても公平・公正な審査がなされておるといふふうに当然行政事務組合としては解釈しているところであります。よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。

これより、日程第12、議案第10号平成27年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

これより昼の休憩に入ります。

会議再開は午後1時からとなります。

午後 0時00分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

---

日程第 1 3 議案第 1 1 号 平成 2 7 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査  
会特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（平渡高志君） 日程第 13、議案第 11 号平成 27 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定  
審査会特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長鎌田光一君。

○財政課長（鎌田光一君） それでは、議案書の 20 ページをお開き願います。

議案第 11 号平成 27 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第 1  
号）について御説明申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 万 8,000  
円を減額しまして、95 万 9,000 円とするものでございます。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、議案書 21 ペ  
ージでございます、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、補正予算に関する説明を事項別明細により説明申し上げます。補正予算に関する説明  
書、19 ページについては歳入歳出を総括したものとなっております。

20 ページをお開き願います。

歳入でございます。まず 2 款 1 項繰越金に 2 万 6,000 円を追加し、1 款 1 項町村負担金 7 万 4,000  
円を減額し、各町村へそれぞれの額を戻すものでございます。

次に、歳出でございます。1 節報酬、9 節旅費につきましては、審査会時の審査委員の欠席によ  
る減額、11 節需用費、12 節役務費については、審査件数の増加に伴う不足額をそれぞれ追加計上し  
たもので、障害支援区分認定審査会費としまして 4 万円 8,000 円を減額し、98 万 9,000 円とするもの  
でございます。

以上が、議案第 11 号平成 27 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算  
（第 1 号）でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑な  
しと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第 13、議案第 11 号平成 27 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別  
会計補正予算（第 1 号）を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

日程第14 議案第12号 平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計予算

○議長（平渡高志君） 日程第14、議案第12号平成28年度度黒川地域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課参事佐々木匡子君。

○財政課参事（佐々木匡子君） それでは、議案書、22ページをお開き願います。

議案第12号平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計予算について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億711万4,000円とするものでございます。

第2項に参りまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、議案書、次のページ、23ページ、24ページにございます、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

続きまして、地方債、第2条でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債につきまして、25ページ、「第2表 地方債」によるものでございます。地方債でございますけれども、ごみ焼却施設整備事業といたしまして1億8,660万円を予定するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

また議案書22ページにお戻り願います。

第3条、一次借入金ですが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一次借入金の最高額を4億円と定めるものでございます。

次に、歳出予算の流用、第4条でございますが、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を1号のとおりと定めるものでございます。

1号につきましては、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項内の流用ができる場合とするものでございます。

議案書については以上でございます。

それでは、別冊の会計予算に関する説明書で説明をさせていただきます。

会計予算の1ページ、2ページにつきましては、歳入歳出に係ります各款ごとの総括でございます。

詳細につきましては、次のページ、3ページから御説明申し上げます。

3ページ、歳入でございます。

まず初めに、第1款1項1目町村負担金につきましては、総額23億2,780万円とするものでございます。各町村の負担金につきましては、各費目の事業費から自主財源を差し引いた金額をもとに、組合規約・規定に基づきまして、人口割、実績割、児童生徒数割などから算出をしております。各町村ごとの負担金の費目ごとの金額は、中段にございます町村負担金調書のとおりでございます。各町村の負担金の合計額のみを朗読をさせていただきます。大和町9億6,888万2,000円、大郷町3億8,344万3,000円、富谷町6億4,698万1,000円、大衡村3億2,849万4,000円、町村負担金合計額23億2,780万円でございます。

次のページ、4ページ、お開き願います。

4ページ、2款1項1目衛生使用料につきましては、前年度同額の500万円を計上しております。これは浄斎場の使用料です。2目総務使用料につきましては、1節土地使用料といたしまして、浄斎場と最終処分場の敷地内の電力柱の設置使用料といたしまして1万1,000円の計上でございます。2節施設使用料につきましては、浄斎場環境管理センター、消防本部及び各出張所に設置しております自動販売機の設置使用料29万7,000円でございます。内訳につきましては記載のとおりとなっております。

次に、2款使用料及び手数料2項手数料1目衛生手数料につきましては、393万7,000円を計上しております。し尿及び浄化槽の汚泥処分手数料となっております。また、2目消防手数料につきましては、危険物施設許可申請手数料180万円、火薬類消費許可申請手数料5万円の計上となっております。

次に、3款国庫支出金1項国庫補助金1目衛生費国庫補助金につきましては、ごみ焼却施設の整備事業に係ります循環型社会形成推進交付金といたしまして1億5,866万7,000円と、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金といたしまして31万1,000円、合わせまして1億5,897万8,000円の計上となっております。循環型社会形成推進交付金につきましては、交付対象総事業費の3分の1を28年度の交付限度額といたしまして、それに進捗率を掛けた金額を交付予定額とするものでございます。また、廃棄物処理施設モニタリング事業の補助金につきましては、震災に関する補助事業でございまして、最終処分場の地下水の測定に要する経費の補助が予定されるものでございます。

次に、4款県支出金1項県委託金1目消防費県委託金につきましては、宮城県からの移譲事務交付金といたしまして14万円を計上しております。



次に、5ページ、お願いいたします。

次に、5款1項1目財産貸付収入につきましては、旧衛生処理場跡地内の電話・電力柱の設置に係る貸付料といたしまして1万4,000円の計上となっております。2目利子及び配当金につきましては、財政調整基金に係ります利子といたしまして3万円を計上したものです。

次に、6款繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、513万6,000円を財政調整基金より取り崩して繰り入れするものでございます。この充当につきましては、消防本部の連絡車の更新に充てるものでございます。

次に、7款繰越金1項1目繰越金につきましては、各科目ごとの繰り越し見込み額でございますが、110万円を繰越額とするものでございます。

次に、6ページ、お願いいたします。

8款1項1目組合預金利子につきましては、歳計現金預金利子といたしまして6万円を計上させていただきます。

同じく、8款2項1目消防費受託事業収入につきましては、426万1,000円を高速道路救急業務支弁金として計上したものでございます。昨年度より13万2,000円の増額となりましたが、算出段階での基準額が変更になったことによる増額でございます。

続きまして、3項雑入1目雑入につきましては、合計1,190万円でございます。主たる収入につきましては、団体保険事務取扱手数料90万円、環境管理センターの再資源化の売払代840万円、同じく環境管理センターの再商品化配分金250万円となっております。再商品化配分金につきましては、環境管理センターに搬入された資源物、ペットボトル、廃プラ等を選別いたしまして梱包、運送いたしました分が再商品化分として日本リサイクル協会より配分されるものでございます。

次に、9款組合債でございますが、先ほど地方債で説明いたしました衛生債のごみ焼却施設整備事業費1億8,660万円を予定するものです。2目消防債につきましては、前年比較として記載しているため、今年度28年度は起債が予定されておりません。

以上が、歳入合計27億711万4,000円の説明でございました。

歳出につきましては、各部門より説明いたします。

○議長（平渡高志君） 総務課参事木村和子君。

○総務課参事（木村和子君） それでは、続きまして7ページをお願いいたします。

歳出につきまして御説明申し上げます。

初めに、1款1項1目議会費でございます。議会定例会と臨時会開催に要します経費といたしま

して、241万8,000円をお願いするものでございます。昨年度と比較いたしまして11万7,000円の減につきましては、町村議会議員の改選に伴う報酬の月額支給分の減でございます。

次に、2款1項総務管理費1目一般管理費でございます。2節、3節、次のページの4節の共済費までが人件費で、8,803万9,000円が人件費でございます。特別職、一般職が10名の人件費を計上しております。それから、1節と9節から、次のページ、19節の負担金、補助及び交付金までが一般管理費といたしまして2,076万2,000円、右端にあります一般管理費、2,076万2,000円を計上しております。

次のページ、8ページをお願いいたします。中でも13節の委託料につきましては、各会計システムの保守委託料が主なものでございます。また、14節の使用料及び賃借料につきましても、807万4,000円を計上しております。一般管理費総額につきましては、1億897万4,000円をお願いするものでございます。

次に、2目の文書広報費につきましては、年4回発行の広報誌に要する経費といたしまして、161万1,000円をお願いするものでございます。3目の財政管理費につきましては、財政調整基金管理費といたしまして3万円を計上しているものでございます。4目公平委員会は、県に委託している事業でございます。

最後に、2款2項1目監査委員費でございます。毎月行われます監査に要する経費といたしまして32万6,000円をお願いするものでございます。

なお、23ページから29ページまで、ごらんになっていただきたいと思っております。給与費明細になります。先ほどと同じように説明を省略いたしますので、ごらんになっていただきたいと思っております。

以上が議会費と総務費でございます。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） それでは、9ページの一番下のほうに戻っていただきたいと思っております。

3款民生費でございます。これにつきましては、老人ホーム入所判定委員会の運営に関する経費でありまして、次のページになりますが、年3回の開催を予定し、委員に対します報償金、その他の事務経費であります。予算額は前年度と同額の8万円の計上でございます。

次に、衛生費でございます。

まず、4款1項1目保健衛生総務費につきましては、業務課の衛生部門に係る経費で、前年度と比較し、356万8,000円増の3,069万9,000円の計上であります。これは来年3月に退職する職員の退職手当負担金などの増によるものでございます。まず、2節から4節までは、業務課の衛生部門担

当職員4名に係る人件費でございます。11節需用費につきましては、公用車2台に係る燃料費、車両の修繕料及びコピー料であります。12節役務費につきましては、電話料、郵便料、職員健康診断料、自動車損害保険料であります。13節委託料につきましては、給与計算電算業務委託料であります。

次のページ、2目火葬場費につきましては、火葬場の管理運営に要する経費でありまして、前年度と比較し、197万4,000円減の2,861万7,000円の計上であります。これは火葬炉用燃料単価が下がったことによる減によるものであります。火葬業務につきましては、平成26年度から民間に委託し、常駐社員2名による管理となっておりますことから、人件費の計上はございません。

主な施設の管理、維持経費につきまして御説明を申し上げます。11節需用費につきましては、火葬用の灯油代、電気料、屋外キュービクルブレーカー更新などに係る修繕料であります。12節役務費につきましては、電話料、地下タンク漏えい検査等の点検検査手数料、火災保険料であります。13節委託料につきましては、火葬等業務委託を初めとする各種業務委託料であります。14節使用料及び賃借料につきましては、エアコンの再リース料及びAEDの借り上げ料であります。15節工事請負費につきましては、火葬炉設備の修繕工事経費を計上するものであります。19節負担金、補助及び交付金につきましては、黒川地区危険物安全協会と防火管理協議会の負担金となっております。

次のページをお願いいたします。

2項清掃費であります。1目し尿処理費につきましては、し尿処理施設の管理運営に要する経費でありまして、前年度と比較し、502万1,000円増の7,326万1,000円の計上であります。平成28年度につきましては、し尿処理施設管理業務委託の切り替え時期に当たりまして、積算額の増によるものでございます。施設管理につきましては、平成23年度から民間に委託し、常駐社員4名による管理となっておりますことから、人件費の計上はございません。

主な施設の管理、維持経費について御説明を申し上げます。9節旅費につきましては、廃棄物処理施設技術管理者講習に係る1名分の旅費であります。11節需用費につきましては、ポンプ部品消耗品の購入、汚泥焼却用のA重油代、365日24時間稼働している施設ですので、これに要します電気料、し尿処理に使用します薬品代であります。12節役務費につきましては、環境を監視するために必要なダイオキシンの測定、煤煙測定、放射性セシウム濃度測定などの各種検査手数料を計上してございます。13節の委託料につきましては、し尿処理施設管理業務委託を初めとする各種委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、施設で処理しました処理水を埋設放流管に

より吉田川に放流しておりますけれども、一部民有地に埋設しておりますので、その借地料及び複写機の再リース料の経費でございます。15節の工事請負費につきましては、汚泥脱水機修繕工事を初めとする計画的な施設整備工事費の計上であります。19節負担金、補助及び交付金につきましては、廃棄物処理施設技術管理者講習の自己負担金などとなっております。公用車管理費につきましては、ダンパー車、軽トラック、計2台の管理経費を各節に計上してございます。

次に、2目ごみ処理費につきましては、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、廃プラスチック減容施設、ペットボトル減容施設などの各種ごみ処理施設の管理運営に要する経費でありまして、前年対比、3,704万6,000円減の2億9,316万5,000円の計上であります。減額につきましては、新ごみ焼却炉稼働まで現有施設の最低限必要な補修計画、これにより補修経費が減少したものでございます。2節から4節までは、環境管理センター勤務職員13名に係る人件費であります。7節賃金につきましては、10時から16時まで勤務します5時間勤務者の手選別作業員7名の賃金及び7時間勤務であります業務補助員5名の経費であります。11節需用費につきましては、焼却炉内金物、油圧用ユニット補充用オイルなどの購入費、次のページをお願いいたします、ごみ焼却用のA重油、ごみ焼却施設を初め各種運転に要する電気料、各施設の修繕料、またごみ焼却処理に要します薬品代であります。12節の役務費につきましては、環境を監視するために必要なダイオキシン測定、煤煙測定、放射性セシウム濃度測定などの各種検査手数料などであります。13節の委託料につきましては、カレット等の再商品化委託料を初め各種業務委託料であります。15節の工事請負費につきましては、ごみ焼却施設整備工事を初めとする計画的な各施設整備工事費の計上であります。次のページ、19節の負担金、補助及び交付金につきましては、使用済乾電池広域回収処理連絡協議会負担金などの経費であります。公用車管理費につきましては、ダンプ、ミニローダー、フォークリフト、計5台の管理経費を各節に計上してございます。

3目ごみ処理施設整備事業費であります。前年度より4,564万5,000円増の8億6,769万9,000円をお願いするものでございます。この事業につきましては、国の交付金制度に基づきまして、3カ年の建設事業の2年目に要する経費を計上しております。ごみ焼却炉燃焼装置の工場検査に係る経費、工事施工管理業務委託費、工事請負費及び金取北地区集会施設等の建てかえに伴う設計及び測量に係る補助金の計上であります。2カ年目の本工事につきましては、造成工事、基礎工事、躯体工事などを予定するものでございます。財源内訳としましては、国庫補助金1億5,866万7,000円、地方債1億8,660万円、一般財源5億2,243万2,000円を計上しております。

次に、4目最終処分場費につきましては、最終処分場の管理運営に要する経費でありまして、前

年対比1,300万2,000円増の4,237万6,000円の計上であります。最終処分場維持業務につきましては、し尿処理と同様、業務委託の切りかえ時期に当たりまして、積算額の増及び水処理施設の中央制御装置の更新工事などの増によるものであります。施設管理につきましては、環境管理センター職員が管理しておりますので、人件費の計上はございません。11節の需用費につきましては、水処理用のポンプ購入経費、環境衛生センターと同様に24時間運転してございますので、それに要する電気代、水処理施設に使用します薬品代などであります。12節の役務費につきましては、年間を通して実施している水質検査などの検査手数料の計上であります。次のページ、13節の委託料につきましては、最終処分場維持業務などの各種業務委託料であります。15節の工事請負費につきましては、砂ろ過・活性炭入替及び浸出水処理施設中央制御装置の更新工事などの計画的な整備工事の経費であります。公用車管理費につきましては、水槽車及び大型ホイールローダーの計2台の管理経費を各節に計上しております。

以上までが4款衛生費であります。

○議長（平渡高志君） 消防次長千葉 清君。

○消防本部次長（千葉 清君） 続きまして、5款消防費について御説明申し上げます。

16ページ、中段をごらんください。

1項1目常備消防費につきましては、前年対比で6,559万円の増、10億9,926万4,000円を計上しております。

それでは、節ごとに御説明申し上げます。2節から4節まで、消防の事務事業を担当する職員140人に要する人件費を計上しております。17ページをごらんください。8節報償費でございますが、郡内中学生の学生を対象に救急ポスターコンクールの記念品などとして2万9,000円を計上しております。次に、9節旅費でございますが、研修会、講習会などに要する普通旅費及び宮城県消防学校入校、救急救命師の養成など消防職員の研修教育に要する経費の特別旅費といたしまして454万8,000円を計上しております。次に、11節需用費でございますが、現場活動に必要な被服を含む消耗費、施設燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び薬品費として3,552万8,000円を計上しております。次に、12節役務費でございますが、電話料の通信運搬費、電気工作物保守点検などの各種点検手数料、健康診断などとして1,638万1,000円を計上しております。

18ページをごらんください。13節委託料でございますが、主なものといたしましては、給与計算電算等の業務委託料、富谷大衡出張所除雪作業委託料、救急救命士の病院研修委託料など、357万4,000円を計上しております。14節使用料及び賃借料でございますが、事務機器及び本署・3出張

所夜間勤務者用寝具などの借上料などとして264万9,000円を計上しております。15節工事請負費でございますが、消防本部車庫の地盤及び補助訓練塔改修工事といたしまして829万5,000円を計上しております。補助訓練塔は昭和60年に建設し、平成12年縞板鋼板の張りかえを行った後、職員によるペンキ塗り等補修を行ってきたものの、さびが著しくひどく、業者による補修が必要となったものでお願いするものでございます。続きまして、18節備品購入費でございますが、847万円を計上しております。主なものとしては、本部仮眠室の畳ベッド及び会議用パイプ椅子等の更新として101万4,000円を、警防救急救助備品の機械器具購入費として724万9,000円を、教材・機材購入として20万7,000円をお願いするものでございます。19節負担金、補助及び交付金でございますが、全国消防長会の負担金、消防大学校・宮城県消防学校、救急救命士を含む各種研修負担などとして856万円を計上しております。

以上が1目常備消防費でございます。

続きまして、19ページ中段をごらんください。

2目消防施設費につきましては、前年比5,272万6,000円の減、6,774万2,000円を計上しております。初めに、11節需用費でございますが、通信設備管理及び車両管理用消耗品費、消防車両の燃料費並びに通信施設設備及び車両の修繕料として1,871万9,000円を計上しております。12節役務費でございますが、消防車両の車検代行料並びに自動車損害保険料として148万円を計上しております。次に、13節委託料でございますが、全国町・字ファイル保守委託、消防救急デジタル無線及び消防指令システム保守点検業務委託並びに富谷市制移行に伴うラステック番号入力業務委託料といたしまして4,094万1,000円を計上しております。ラステック番号入力業務でございますが、119番通報時に発信地を特定する仕組みとして通信指令装置の地図上の住所管理番号を富谷市制にあわせ、膨大な情報の入れかえ作業が必要であることから業務委託するものでございます。次に、18節備品購入でございますが、連絡車の更新及び通信機器購入費として581万7,000円を計上しております。27節公課費でございますが、車検時の自動車重量税として78万5,000円を計上しております。

以上が2目消防施設費であります。

5款消防費の総額は、11億6,700万6,000円で、前年対比1,286万4,000円の増となっております。

以上、消防費の概要でございます。

○議長（平渡高志君） 教育次長阿部愛子君。

○教育次長（阿部愛子君） 続きまして、教育費を御説明申し上げます。

19ページから20ページ、1項1目教育委員会費は教育長と4人の教育委員報酬と委員会に要する

経費、そして人件費といたしまして2節の給料から4節の共済費までが職員1名の人件費になります。教育総務費の総額といたしまして、971万1,000円をお願いするものでございます。

20ページ中段、2項1目社会教育総務費、これは視聴覚教材センター運営費で、DVD教材の購入を計上しまして、11万9,000円をお願いするものでございます。

次に、3項1目適用指導教室費につきましては、黒川けやき教室の管理運営に要する経費で、指導員2名の賃金が主で、7節の賃金362万9,000円、8節の報償費につきましては講演会の講師と2名のボランティアさんに対する謝礼として4万円を計上しております。続いて、21ページになります9節の旅費の費用弁償、11節の需用費、12節役務費につきましては実績に基づき計上しております。13節の委託料につきましては、事業系一般廃棄物回収業務委託とウイルスバスターの更新料といたしまして3万2,000円を計上しております。以上が適用指導教室費として495万2,000円をお願いするものでございます。

続きまして、4項1目結核対策委員会費につきましては、平成27年度と同額、年1回の委員会に要する経費7万1,000円をお願いするものでございます。

以上が6款教育費でございます。

○議長（平渡高志君） 財政課参事佐々木匡子君。

○財政課参事（佐々木匡子君） それでは、引き続きまして公債費について説明申し上げます。

7款1項1目元金につきましては、総額で7,145万8,000円の計上でございます。衛生債では1,093万5,000円、消防債では6,052万3,000円となっております。また、2目利子につきましては、衛生債利子54万6,000円、消防債387万5,000円、公債費元金利子償還額合わせまして7,587万9,000円となっております。前年度比較で6,592万2,000円の減額となっておりますけれども、これは衛生債で平成12年度の埋め立て処分地整備事業の償還が27年度で終了したことによる減額でございます。詳細につきましては、32ページにお示ししておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、予備費でございますが、予備費につきましては、前年度同額の10万円の計上でございます。また、30ページ、31ページにつきましては、債務負担行為に係る翌年度以降にわたるものの支出予算額等の調書について、事項、限度額、支出予定額等が記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上が、平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出それぞれ27億711万4,000円の説明でございました。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番浅野直子さん。

○2番（浅野直子君） 済みません。17ページでございますが、5款1項1目のところの9節旅費のところの消防、特別旅費と普通旅費のところの救命救急士の研修等というところで書いてございますが、ここには女性の、これから女性の救命救急士の育成というところにおいては考えていらっしゃるのかどうか。こういったところに入っているのかどうか、説明をお願いいたします。

○議長（平渡高志君） 消防次長千葉 清君。

○消防本部次長（千葉 清君） 男女関係なく消防職のほうの初級のほうは門を開いておるわけなんです、希望者が今のところ、27年度もその前の年もないような状況でございます、ある程度、消防庁といたしましても全国的な女性の力を活用しなさいということで通知はいただいているものの、PRは消防庁のホームページではやっております、その中で進めていかなくてはいけないということは承知しておりますが、現状のところ、そういう希望者がいないもので進めようがないというのが現状でございます。

○議長（平渡高志君） 2番浅野直子さん。

○2番（浅野直子君） そういった説明も前回もお聞きしたことあったんですけども、やはりこれからの黒川郡におきましては、やはり富谷町におきましてもそうなんです、若い方もたくさんいらっしゃいますし、さまざまところでやはり女性の活躍というのはすごく大事ではないかと思えます。今までも御努力していただいているところは、もう多々あると思いますが、これからもぜひ予算をしっかりとおつけいただいて、大いに啓発をしていただければと思えますが、その意向について伺いいたします。

○議長（平渡高志君） 消防次長千葉 清君。

○消防本部次長（千葉 清君） 今後とも女性の活躍する場を消防としても環境面から進めてまいりたいと思っております。どうもありがとうございます。

○議長（平渡高志君） いいですか。ほかにございせんか。1番金子 透君。

○1番（金子 透君） 同じ消防費なんですけれども、17ページ、8の報償費、コンクール商品ということでしたが、これは何のコンクールで、どのような内容ですか。ほんの少しの金額、少しなんですけれども。

○議長（平渡高志君） 警防課長阿部君。

○消防本部警防課長（阿部光浩君） この報償費につきましては、毎年郡内の各中学校のほうに、隔年で火災のポスターと救急のポスターを募集しております、そのポスターを募集していただいた生徒さん方に記念品的なちょっと文房具とかそういったもの、賞状などを差し上げている、その辺



の経費でございます。

○議長（平渡高志君） 1番金子 透君。

○1番（金子 透君） コンクールですから、それなりの賞があって、表彰してということなんでしょけれども、中学生ということですが、次世代の、黒川地区の担い手である次世代の子供たちに対する賞にしては余りにもちょっとなという感じがするので、もう少し予防系も活動の一環として考えるならば、もうちょっと何か変わった手厚い方法、子供たちが消防、地域の安全・安心、非常にかかわりを持ってくれるような教育の一環だという考え方をすれば、もうちょっと違ったかかわり方で充実させることはできないのかなという思いでございます。どうでしょう。

○議長（平渡高志君） 警防課長阿部光浩君。

○消防本部警防課長（阿部光浩君） その辺は今後とも検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） 12ページのし尿処理費なんですけど、全体で去年よりも7.3%アップしていますよ。手数料ではマイナスになっているんですけども、全体としては数量は減っているのかなと思って見ているんですけども、ところが大郷町の負担金もそれなりに高くなっているしね。これの全体的な説明と、あとこの委託料が1,000万円ほど上がっているんですね、トータルで、2,716万円となっていますけれども、これ、今切りかえ時期だよという説明あったんですけど、この辺のところをもう少し詳しく。この説明と、あとごみ処理費の工事、最終処分場経費で、これも委託料が上がっているんじゃないかなと見ているんですけども、これも。16ページですね、の委託料で、これも去年と比べて上がっている。これもなぜ上がっているのかですね。

あと、19ページのデジタル無線の保守点検業務等、これ3年契約で金額ずっと変わっていないんですけども、今までのアナログと比べてかなり高いよという話も毎回私言っているんですけどもね。この3年後の下げのための何か戦略というのは持っていらっしゃるのかどうか。以上3点、お願いします。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） し尿処理に対します搬入量でございますけれども、大郷さんのほうがふえているというような話でございますけれども、し尿そのものの、くみ取りそのものは年々減っているところでございますけれども、今、町で進めております合併浄化槽ありますけれども、そちらのほうで浄化槽の搬入等も入ってきているということでございますので、搬入量につきましては

年々、徐々にですけれども下がっているんですけれども、まだ一気に下がるような状況ではないというようにございます。

あと、それから今、委託料の関係で1節管理業務委託、これし尿処理場と、あとあわせて最終処分場のございますけれども、今の労務単価なんですけれども、県の労務単価が上がっておりまして、以前、平成24年あたりですと普通作業員につきましては単価的に1万1,800円でした。今現在、27年度におきましては1万6,400円ということで約39%、人件費が上がってございます。それでもって、し尿とあわせて処分場のほうの委託料の経費が上がっているというようにございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 千葉 清君。

○消防本部次長（千葉 清君） デジタル無線、指令装置の委託に関しては、3年の債務負担行為で、減額として50万円という数字で減額となったわけなんですけど、来年、ことしの6月の段階でデジタルのほうは全部、全国普及するような形になりまして、普及後の点検に関しては随分負担がかかるということで、消防協会のほうでも国のほうに交付金のお願いということで今進められている最中でありまして、もう設置された後のことに関しては今後、いろいろな点検項目を精査しまして、なるべく負担のかからない方法をとりたいと考えております。以上です。

○議長（平渡高志君） 7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） 全国的に今デジタルが普及したので、他社との比較する体制は業界としてはちょっと多くなっていると思うので、こうやって委託契約終わったら他社検討するということができるんですか。

○議長（平渡高志君） 消防次長千葉 清君。

○消防本部次長（千葉 清君） この件に関しては、指令課長より説明させます。

○議長（平渡高志君） 指令課長大友 弘君。

○消防本部指令課長（大友 弘君） 指令システムにつきましては、平成25年度、26年度で日本電気工業で構築したものですから、他のメーカーが参入することができません。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。10番相澤 榮君。

○10番（相澤 榮君） 21ページの6款3項13節委託料についてですけれども、一般廃棄物回収業務委託という説明があります。どうしてここだけ回収業務が出てくるのかをお伺いします。本来ならば事務局が1つではないかと思うんですけれども、ここを説明してください。

○議長（平渡高志君） 業務課参事阿部愛子君。

○業務課参事（阿部愛子君） ただいまの質問にお答えいたします。

けやき教室なんですけど、富谷町よりお借りしている施設なものですから、富谷町としてのごみを出す立場になりますので、それを回収していただいて処理していただいております。営業ごみとして処理をしていただいております。その経費になります。

○議長（平渡高志君） 10番相澤 榮君。

○10番（相澤 榮君） けやき教室のことでお話ししてくれましたか。

○議長（平渡高志君） 業務課参事阿部愛子君。

○業務課参事（阿部愛子君） 今、21ページの委託料のことです。これ適用指導教室費に係る分ですので、富谷町の施設をお借りしていますので、この分で処理をお願いしております。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 2点ほどお聞きしたいんですが、11ページの火葬場の火葬炉の設備の修繕工事、これどういう状況で、どういう修繕が考えられているのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、消防の17ページの12節の職員の健康診断料についてなんですが、今そっちこっちで消防隊員のいろいろな事件なりが起きていますが、そういう点から含めて職員の健康診断、要は精神的な、先ほども黒川病院の新たな科の診療も出たわけですが、そういう点も含めて、このような健診も必要かと思っているんですが、どの程度までの診断がされているのかお聞きしながら、一方で隊員の中途における、いわゆる定年退職でなく入れかえといいますか、途中でやめているような隊員が実態としてあるのかどうか。仕事の悩みなどから来る等を含めた隊員の途中における退職がどういう実態になっているのかもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） それでは、火葬場の工事の内容でございますけれども、炉の中のセラミックという部分がありまして、そのセラミックの張りかえが予定されております。それから、耐火台車といいまして、棺を乗っける台車あるわけですが、そちらも定期的な形で補修をするものでございます。あと、それかられんがの積みかえという内容でございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 消防次長千葉 清君。

○消防本部次長（千葉 清君） この健康診断に関しまして、総務課長より説明させます。

○議長（平渡高志君） 総務課長佐藤喜好君。

○消防本部総務課長（佐藤喜好君） お答えいたします。

職員の健康診断についてでありますけれども、精神的なものはやっているのかということでござ

いましたが、健康診断につきましては、ごく普通的な健康診断の内容となっております。ただし、夜22時から5時までという勤務、夜間させる場合には年2回の健康診断が必要というふうになっておりますので、秋と春ということで2回、健康診断を実施をしているところでございますが、精神的なものはその中には含まれてはおりません。

もう1点の、途中でやめている隊員はいるのかということでございますが、こちらは消防次長のほうからお答えいたします。

○議長（平渡高志君） 消防次長千葉 清君。

○消防本部次長（千葉 清君） 精神的なものということで、救急現場のちょっとした交通事故現場で心を痛めまして、その事故現場の救急隊員として現場に行った人間がおりました。それでいろいろと食事がとれないような精神状況になりまして、自宅のほうで療養期間を進めて、ある程度カウンセリング等を行いまして復帰はしたものの、その繰り返しが続きまして、最終的には退職という、自分から退職の申し出があったというものは1件ありました。以上です。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 健康診断について、やはりある程度、内容が内容なだけに、今、あらゆる面から消防に頼る、救急に頼る、そういう件が多くなっている中で、今、1人の方がそういう環境で退職したということもあるんですが、やはりそういう点での強化も図る必要もあろうと思うんですが、やはり定期的な、精神的な何らかのチェックといいますか、確認もしておく必要があるかと思うわけですね。今はストレスがたまり、その解消的にアルコールに浸るといようなことで、それが行く行くは事故につながるということも十分あり得るわけですから、そういう点で定期的な健診に加えて、そういうことも含めた取り組みなどもぜひお願いしたいと思うんですが、いかがなものか答弁願いたいと思います。

○議長（平渡高志君） 総務課参事木村和子君。

○総務課参事（木村和子君） それでは、今のストレス関係についてちょっとお答えいたしますけれども、予算書の9ページをお開き願いたいと思います。

13節の委託料のところに産業医の委託料を計上しております。このところなんですけど、去年の12月からですか、労基法が変わりまして、ストレスチェックを随分呼びかけられております。この中で、今までですと健康診断の結果をもとに、その指導をお願いしていたところなんですけれども、このところでストレスチェック表をつくって、それにチェックをしていただいて、それを産業医の先生に診断していただくというような計画を28年度から計画しております。毎月というよう

な内容にはちょっとできかねると思いますけれども、年に1回、内容によっては、あとは先生の指導のもと、やっていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） いや、そういう計画があるということを何か説明、私、聞き漏らしたんだかと思うんですが、ぜひそういう点で、この内容について徹底する中で隊員の健康を維持していただきながら、今依存が深まっている消防隊員、黒消の方々に対する期待に応えてもらうようにぜひお願いしたいと思います。一言、千葉次長から。

○議長（平渡高志君） 消防次長千葉 清君。

○消防本部次長（千葉 清君） ありがとうございます。今後とも、ストレスはある程度はあるものですから、そういうものをなるべく解消するように、隊員同士のコミュニケーションとかいろいろ図ってまいりたいと思います。28年度はこのような形でストレスチェックという形を進めさせていただきます。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。9番高橋正俊君。

○9番（高橋正俊君） それでは、7ページの1節報酬がありまして、情報公開審査委員報酬と個人情報保護審査会委員の報酬が出ていますけれども、この業務内容、それで何人ぐらいでこれを行っているのか。

それから、9ページの4目公平委員会費というの、大した金額ではないんですけども、この内容について質問します。

○議長（平渡高志君） 総務課長鎌田節夫君。

○総務課長（鎌田節夫君） 議員の質問にお答えさせていただきます。

情報公開審査会、それから個人情報保護審査会なんですけれども、それぞれ情報公開条例、個人情報保護条例に基づきまして情報を開示をした際に何人もというような規定があるんですけども、要するに開示した結果、黒塗り、全部開示できないわけですから、その部分についてどうなんだというような申請が上がってまいります。それでも納得できないという場合に、その審査会にかけるという規定がございます。この審査会は5名で構成されております。1人は仙台弁護士会から推薦いただいた弁護士の先生でございます。そのほかは各町村から推薦をいただいた知識経験者5人で構成されておるものでございます。現在、それぞれの審査会の委員さん、任命されておまして、来年の29年の1月末までの任期で任命されております。こういう案件が上がってくれば、その審査会で審査をいただくというようなことでございます。

それから、公平委員会などでございますけれども、組合といたしましては平成23年、たしか時間外の関係で措置要請、行政組織のほうからいろいろな措置を受けた場合に、それに対して不満だということで上級庁に対する請求、上級庁ということは県のほうになるわけです。そういう不満だ、こういう回答に対して、市町村、行政組合もそうなんですけれども、その行政組織から受けた自分に対するいろいろなこと、例えば時間外の事案、それで不満の場合に県に対して、それはどうなんだというふうに上げる、それを県のほうに委託しているわけです。

○議長（平渡高志君） 9番高橋正俊君。

○9番（高橋正俊君） 済みません。情報公開の審査委員会と個人情報の審査委員会、5人ずつですか。違う人たちのメンバーなんですか。

○議長（平渡高志君） 総務課長鎌田節夫君。

○総務課長（鎌田節夫君） それぞれの審査会は別条例で規定されておりますので、別委員なんでありましてけれども、たまたま現在、同一人の方に委員としてお願いしております。

○議長（平渡高志君） 9番高橋正俊君。

○9番（高橋正俊君） 別な件、聞いてもいいんですか。それで、この負担金、それぞれの町村の負担している金額ありますけれども、この負担金について、どういう負担の割合で決めているのか。それをちょっと答弁お願いします。

○議長（平渡高志君） 財政課参事佐々木匡子君。

○財政課参事（佐々木匡子君） それでは、議員さんの質問にお答えいたします。

まず、私が説明の中で組合規定に基づきましていただきますというお話をしております。その組合規定につきましては、例規集に載ってあるとおりでございますが、まず大体の御説明を申し上げますと、10月の1日現在の児童生徒数、人口、あとはし尿の搬入量、ごみの搬入量等を町村ごとに比率を分けたものというふうに理解していただければよろしいかと思っておりますけれども、説明足りないでしょうか。

○議長（平渡高志君） 大体3回なんですけれども。もう一遍だけ。3回で大体終わりですけれども、もし、どうぞ、特別に。

○9番（高橋正俊君） 済みません。それで、じゃこれで終わりなので、ちょっと消防のこの負担金についてだけお聞きしたいんですけれども、消防の救急車が今回、富谷に配置していただくことに決定しましたけれども、消防署の出張所というのは4カ町村の中に皆出張所があるわけですね。そうすると、年間消防署の予算というのが11億幾ら、約12億ぐらいの金額があるわけです。その出

出張所は各町村に公平に配置されているようではございますけれども、消防署の負担について、富谷は5億7,000万円ぐらいの負担金出ていますけれども、これはばらばらなんですけれども、私は同じ条件で出張所があるから、基本給といいますか、約12億かかっているやつの、例えばですよ、例えば同じ条件で出張所あるものですから、半分は平等に分けて、あとの残りは半分に人口割とか、そういう計算するのが私は平等でないかなと思っているんですけれども、この消防だけの負担金について話せば、私はそのように思っているんですけれども、黒川行政組合の先輩議員や理事の方々が今まで積み重ねてきたものは確かに私らが今ここに来てわからない部分もあると思うんですけれども、しかし我々も町の代表としてこの黒川議会の議員に来ているわけですから、町民に説明するのにも、この辺はちょっと不公平があるんじゃないかなというふうに私は思っているのです、きちっと町民に説明するためにも、この辺の負担をどういうふうに考えているのか。今後見直す考えはないのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） ただいまの高橋議員の質問ですけれども、議員おっしゃるとおり、負担金制度につきましては、きのうきょうのことでなく歴史ある、各町村間における議論をして、さらには各町村議会で議決を経て現在、黒川地域行政事務組合のかがみたる規約、さらに宮城県の許可を得てという、これは地方自治法上の取り決めがございます。それで、せっかくの機会でありますので、お手元の例規集でちょっと触れさせていただきます。

まず、51ページをお開きください。申しわけございません。例規集の51ページ。

51ページが、ただいま申し上げました各町村議会で議決され、県知事の許可を得ている黒川地域行政事務組合の規約でございます。まず、3条が共同処理をする事務という規定がございます。1号から17号まで17の項目を4町村共同処理するための組合ですと。その中の第7号に、消防組織法、消防法の消防事務に関することを共同処理しますという規定が第7号でございます。これらに対する、14項目に対する経費の支弁方法が16条、54ページに参りまして、経費の支弁方法が規定されております。本日提案申し上げております予算、国県支出金から始まりまして、町村の負担金、組合事務事業に生ずる自主財源と称する収入、これらが16条の1項で示しております。その中で関係町村の負担金につきましては、2項で前項2号のこの関係町村の負担金については云々とありまして、3号、第3条の7号のということで、消防費に係る前段、第3条で言う消防事務を共同処理しますという3条7号の経費負担については云々とあります。

さらに、次のページをお開きいただきますが、56ページ。16条で言う支弁、おのおのの目的ごと

に応じた支弁は、先ほど財政の参事から説明申し上げておりますとおり、均等割、人口割、実績割、児童生徒数割というような、おのおのの目的ごとに応じまして、こういう取り決めをしております。この中には消防費については入っておりません。7号についてはごらんとおり入っておりません。それゆえに、先ほどの16条の2項3号に戻らせていただきまして、消防の事務に要する経費の負担については、現年度の地方交付税法の規定による関係町村の消防費に係る基準財政需要額の総額に対する割合により算定された金額を各町村が負担するというので、簡単に申し上げますと、消防費として年間これだけかかりますと。しからば、各町村、4町村に地方交付税で基準財政需要額がどれくらい算入されておるか。その算入、4町村分を総額を出しまして、その4町村の総額に対して各町村がどの割合になっているか。それで各町村で負担するというような制度になっております。これは全国的に常備消防の経費負担として制度的にやられておるといいますか、のが現状でございます。町村の人口に応じた負担割というふうに端的に申し上げれば言える部分かなということで、歴史ある負担金制度の中で消防費については普通交付税とのかかわりでこういう規定を4町村の議会で議決をいただき、運用しておるのが実情でございますので、現状がこうだからということで、この規約規定は簡単に改正のできるものでございませぬので、その点、御理解いただければなというふうに思います。以上です。

○議長（平渡高志君） 暫時休憩に入ります。

会議の再開は10分後であります。

午後 2時15分 休憩

---

午後 2時25分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

ほかに御質問ございませんか。13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） 2点、お聞きします。先ほども火葬場費のことで出ましたけれども、斎場の設備維持補修費、窯の内側にセラミックを張るということで説明受けましたけれども、人口もふえてくると。富谷さんもそうですし、大衡もそうなんですが、全体的に人口がふえてきて、いつも火葬場に行くと、もう満杯状態になっているのがちょっと見受けられるんですが、将来的にそういったものの例えば窯の増設、あるいは待合室の増設等は考えられるのか。まず1つです。

あと、消防費についてお聞きします。16ページ、1目の常備消防費。消防費の中で、先ほど質問もありましたけれども、救急救命士の関係で女性の研修はないのかという質問もあったと思うんで



すが、将来的に最低でも、女子のトイレがないというのを見学した際に見受けられたんですけれども、そういうものは今後考えるのかどうか。その辺、2点、ちょっとお聞きしたいなというふうに思っております。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） 炉の増設でございますけれども、先般火葬炉を大型炉、3炉というふうに整備させていただいたところでございますけれども、その中で今、人口的にもふて、火葬件数もふえているということでございますけれども、今現在の計画では、その3炉で当分の間、まだ対応できるだろうというふうに考えてございます。

あと、それから待合室の増設ということでございますけれども、皆様からいろいろとそういうようなお話も聞いてございますけれども、今現在、火葬に参列される方が今だんだん少なくなつてはきているところがあります。田舎のほうで、田舎というか、申しわけないんですけれども、あとお送りする方もいらっしゃいますけれども、年々町場のほうでは少なくなつてきているというような状況で、その中で増設もしない中でどうにか対応できないかなというふうに今、考えているところでございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 消防次長千葉 清君。

○消防本部次長（千葉 清君） 女性の活躍する場、採用という件でございますが、今現在、小学生、中学生、高校生、職場体験とか、職場見学とか、そういう消防の業務を知っていただくいろいろな機会が、毎年消防のほうに来られております。その中でも子供さんに聞くと、消防に女性の方で興味をもっておられる方はいるわけなんですけど、実際、先ほども申したように、受験がないというのが現状でございます。なるべくPR活動を進めてまいりたいと思っております。

あと、トイレの関係ですが、出張所関係は全部女性用は配置されておりますが、本庁舎のみが女性専用というのがないわけでございます。2階部分にステッカーというか、スライド式の、女性が入ったらするタイプのもので、女性用ということで職員間では理解をしているところでございます。以上です。

○議長（平渡高志君） 13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） まず、消防のほうからもう一度話を聞きたいなというふうに思っております。

本署のことを私も言ったんですけれども、見学に言った際に、なくて困っているんだという話もちょっとお聞きした旨があるんですけど、やはり大和町さんも女性消防団員が全国大会で優勝したという輝かしい実績もあるし、これからやっぱり女性の力をかりて婦人防火クラブですとか、そういう

う方々が研修する場も必要になってくるのかなというふうに思うんです。その中でどうしてもやっぱり女子トイレがないと、男子と一緒にいるトイレでは、やっぱりこれはちょっと抵抗あるのかなというふうに思いますので、この辺はやっぱり急を要するのかなというふうに考えるんです。困っているのであれば、そういうのもちょっと検討材料にして、いつごろだったらばできるのか、その辺、わかる範囲で構わないので、お聞かせ願えればというふうに考えております。

あと、先ほどの火葬場の件なんですが、やはり田舎のほうということも確かにあると思いますので、行ってみるとやっぱり座れなくて外に参列者が出ていて、寒い中でいる姿もちょっと見かけているので、その辺もやっぱり対応が必要なのかなというふうに考えますので、2点まとめてお聞きします。

○議長（平渡高志君） トイレの件で、助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 黒川行政の施設の将来に向けた施設整備計画が当然大きく左右する部分かと思えますけれども、これらにつきましては、やはり議会初め地域の皆様の意見を聞く中で今後、将来に向けていろいろ検討する必要性があるのかなというふうに考えております。特に、消防庁舎につきましては、昭和47年度築のやつで、当時はそこまで、特に消防、男子の職場という考え方もいいですか、そういう部分もあったのかなということで、男子向けのトイレが当時は整備された。構造的なものもございまして、今すぐ庁舎を増築するのも困難な部分もあるようでありますので、将来に向けたこれは、将来といいですか、早急に取り組んでいく必要の度合いは高いと思うんですけれども、十二分に検討する必要があるのかなというふうに考えております。以上です。

火葬場につきましては、3炉を同時に運転しまして、3炉体制をとり、午前中に3件の火葬に移行する際、議会の意見もいろいろお聞きする中で、待合室の手狭さといいですか、それは当時もいろいろ議論していただいた部分かと思うんですけれども、地域性といいですか、都会の火葬であれば当然火葬への参列はほとんどない。ところが、この地域の場合は火葬イコール本葬、告別式というような姿もありまして、確かに午前中3件の火葬を見ますと混み合っておるのは事実のようでございます。その辺、先ほど業務課長の答弁にもございましたとおり、今後皆さんのお声を聞く中で十二分に検討する余地があるのかなというふうに考えております。いずれにいたしましても、黒行で管理する施設、地域の皆さん方の使用に直接かかわる部分でございまして、多額の事業費も想定される部分でございますので、十二分に検討して今後、将来に向けまして検討させていただきたいと考えるところです。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございせんか。14番佐々木春樹君。

○14 番（佐々木春樹君） 28 年度に宮城県の消防大会、富谷町でありますけれども、それに関連する消防費増額になる部分というのはどの辺になるのか、お伺いします。

○議長（平渡高志君） 消防次長千葉 清君。

○消防本部次長（千葉 清君） それに対する予算の増というのはありません。それで、大会が富谷町ということで、富谷町のほうでいろいろ施設的な部分で予算措置をされていると思われま

○議長（平渡高志君） 14 番佐々木春樹君。

○14 番（佐々木春樹君） 大会そのものとか、担当する町でそれなりの負担はしているというのはわかるんですけれども、各町でそういった大会に消防団を派遣している経験はあるはずなんです。その際に消防署の職員の方々が毎晩指導していただいています。その指導が簡単に計算すると、3 時間で 10 人来て 90 日だと 500 万円ぐらいのお金が普通、残業手当とかって計算すればですよ。そういったのが全部無償で行われているのか、勤務中のあいているところで何とかやりくりをしているというふうなお話なのか。であれば、やはり自分の時間を使って大会で頑張る団員のために指導しているので、幾らかの手当なりを準備しておかないと、今後、こういう大会、もしくは出場するというところも厳しくなるのではないかとということで、そういうお考えはないのか、もう一度お願い

○議長（平渡高志君） 消防次長千葉 清君。

○消防本部次長（千葉 清君） 現状で予算措置をさせていただきました。それで、消防の場合、夜間の火災等という部分も考慮しまして、ある程度の幅を持たせた手当の部分、時間外等に関して用意しておりますので、仮にこれをこれを超えてしまうというような段階では、その前段の段階で補正のほうの予算とか、お願いする場合もあるとは思いますが、現状では耐えられる予算として考えております。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。15 番石垣正博君。

○15 番（石垣正博君） 11 ページの、これは火葬場費の中で火葬炉の保守点検業務委託、先ほど千葉議員さんのほうからもお話あったんですが、補修するところはわかったんですが、その点検業務、火葬保守点検業務、これは年にどのぐらい行われて、例えばその点検をした後にどのようなものが早急にしないではいけないもの、または補修が必要なものというのがなかったのかどうか。あと、ないのどうかということの 1 つ。

それから、15 ページの最終処分場費、これ前に聞いたので、ちょっと私も余り遠ざかってわからなかったんですが、塩害による施設の被害というものが相当ひどくて、施設自体が大変だというよ

うなことを聞いておりました。そういうことで、その状況というのはどうなのか。

それから、最終処分場、これはあとどのぐらいの年数をもつのかどうか。それも含めてお願いします。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） それでは、補修に係る点検でございますけれども、炉全体のれんが、あとそれからバーナー、あと電気関係、あとそれから油使っていますので、油を燃焼させています燃焼するためのポンプ関係、そういうところの点検でございます。点検につきましては年に1回でございます。これ定期的な形で、その点検を見て次年度の補修する箇所、こちらを工事費のほうにあと振りかえるという形になってございます。

あと、それから塩害の関係でございますけれども、今議員さんがおっしゃられたのは、以前はですけれども、最終処分場のほうで放流水ということで水、一切河川に放流できないということで、一旦ごみ焼却施設の冷却施設ということで、焼却施設のほうに以前は持っていったわけです。そして、その中で焼却炉の中で塩が生成されまして、それを削ったものをまた最終処分場のほうに埋め立てるということで、その順繰りのローテーションでだんだんと塩分が濃くなったという状況がありまして、ポンプ関係も塩害で大分やられたということがありました。今現在は、吉田川の、大衡のほうにありますけれども、そちらのほうの河川のほうに今現在、漁業関係者から許可を得た中で、同意を得た中で、し尿処理場のほうに、ごみ焼却施設分は、し尿処理場のほうに最終処分場の処理した水を運んで吉田川に放流するようになりました。その分で最終処分場におきます塩分ですけれども、年々と下がってきているような状況で、今ポンプに関係につきましても、昔と比べまして長年使えるような状況でございます。

あと、今後の処分場の年数でございますけれども、今現在、稼働後15年ということで、大体最初の計画は15年だったんですけれども、今現在、45～46%の埋め立て率になっています。このままいきますと、また倍ぐらいということで、あと15年ぐらいもつのではないかなというような計算でございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 15番石垣正博君。

○15番（石垣正博君） そうすると、最終処分場については今のところ、どうというあれはないと思いますが、火葬場について、これ年数ちょっと調べてこなかったんですが、老朽化というものについてどのように思っておられるのか。これは理事さんなのか、ちょっと私はわかりませんが、相当やっぱり傷みも激しいんじゃないかなというような気も私しているんですが、増設で果たしてそれ

でいいのかどうかということ。

それと、先ほど富谷の高橋議員さんがお話しになっていたことですが、負担金の割合の件について。やはり今の状況を見ると、人数割とかそういうものというの、そのまま来て、そのまま通っていくの、これはわかりますけれども、人数割というものとか、面積割とか、そういうものは国の考えなんでしょうけれども、これは国に訴えてほしいなと思うんですが、高齢化率なんか高いところがどうするのかなと、そういうものとか、あと今、特に財政指標、指数とか、またはいろいろな経常収支比率とか、未来負担比率とかいろいろある。そういうものが最も大事なあれでないかと。今までやってきたから、これでいいのかというのは、私は違うんでないかなと、そう思うんです。ですから、その辺も今の現状に合ったものにやっぱりしていくのも、国のほうに訴えていくのも組合の役割かなと、そのように思います。そういうことも含めてお聞きを申し上げたいと思います。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） まず、火葬炉についてでございますが、28年度もこのような内容で予算計上をお願いしているわけですが、これだけ年々補修経費、あるいは保守点検経費を予算計上いたしまして、必要に応じて整備をしておるということで、火葬炉そのものには何ら問題ございません。毎年、毎年、こういう保守、維持管理をすれば、まだまだ使える、そのためにメンテナンスをやっておるわけでありますので、火葬炉そのものは問題ございません。

それから、負担金の関係ですけれども、時代における変動があってはならないという部分、当然各町村の負担でございます。時代の変動で、その都度変えられるものでないという中で、当然事業目的に応じて均等割、人口割とか、実績割とかという、その事業目的に応じた規定がございますので、これらは国のほうである程度の1つの目安といいますか、そういうのもございます中で規定がされておりますので、特段問題ないのかなというふうに我々は考えております。時代の変動に応じて、この率を変動するという事のない取り決め方といいますか、そのように解釈しております。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第14、議案第12号平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計予算についてを採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

日程第15 議案第13号 平成28年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算

○議長（平渡高志君） 日程第15、議案第13号平成28年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課参事佐々木匡子君。

○財政課参事（佐々木匡子君） それでは、議案書、26ページをお願いいたします。

議案第13号平成28年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計について御説明いたします。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ1,986万2,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、議案書27ページでございます、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

それでは、別冊の資料に基づきまして説明させていただきます。別冊の資料、33ページをお願いいたします。

33ページでございますが、33ページは歳入歳出の総括したものでございます。

次に、34ページ、歳入でございますが、1款1項1目町村負担金につきましては、大和町640万6,000円、大郷町385万7,000円、富谷町704万5,000円、大衡村253万4,000円、負担金合計1,984万2,000円となっております。

次に、2款1項1目繰越金ですが、前年度繰越金といたしまして1,000円を計上しております。

次に、3款諸収入1項受託事業収益1目民生費受託事業収入でございますけれども、これは生活保護受給の方の審査を福祉事務所より委託されるもので、その委託された分の委託事業収入といたしまして1万8,000円を見ております。

次に、3款諸収入、組合預金利子でございますが、歳計現金預金利子1,000円を計上しております。

以上が歳入の説明でございます。

歳出については部門より説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 業務課参事阿部愛子君。

○業務課参事（阿部愛子君） 次のページ、35ページをお開き願いたいと思います。

歳出につきまして、1款1項1目介護認定審査会費1節報酬は、8つの合議体、40名の委員報酬として782万4,000円、人件費といたしまして2節の給料から4節までが職員1名の人件費930万4,000円になります。8節報償費につきましては、平成29年、30年度介護認定審査委員予定者に対する事前研修時における謝金93万6,000円、9節旅費は費用弁償、11節需用費は印刷製本費が主なものでございます。12節の役務費につきましては、通信運搬費、郵送料になります。それから手数料として職員の健康診断料。14節の使用料及び賃借料は、会場借上料として全体会及び研修会時のまほろばホール使用料2回分、9,000円となっており、年112回の審査会に要する経費を計上し、総額1,986万2,000円をお願いするものでございます。

それから、36ページは給与費明細で、委員報酬の明細になります。37ページから42ページまでが職員の給与費明細でございます。説明は省略いたしますので、ご参照願いたいと思います。

以上が、議案第13号平成28年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算でございます。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第15、議案第13号平成28年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

日程第16 議案第14号 平成28年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算

○議長（平渡高志君） 日程第16、議案第14号平成28年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課参事佐々木匡子君。

○財政課参事（佐々木匡子君） それでは、議案第14号を説明いたします。28ページになります。

平成28年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計につきまして、第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ116万6,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、議案書29のページにございます、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

また、それでは別冊の資料に基づきまして説明させていただきます。43ページになります。お聞き願います。

それでは、43ページでございますが、歳入歳出の総括したものでございます。

次に、44ページをお聞き願います。

歳入でございますが、1款1項負担金1目町村負担金でございますが、大和町38万7,000円、大郷町22万3,000円、富谷町41万8,000円、大衡村13万6,000円、負担金合計額116万4,000円となっております。

次に、2款繰越金1項繰越金1目繰越金といたしまして、前年度繰越金1,000円を計上しております。

次に、3款諸収入1項1目組合預金利子でございますが、1,000円を計上しております。

以上が歳入でございます。

歳出につきましては担当課より説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 業務課参事阿部愛子君。

○業務課参事（阿部愛子君） 続きまして、歳出につきましては、1款1項1目障害支援区分認定審査会費1節の報酬は、5人を1合議体といたしまして、2合議体10名の委員報酬として95万4,000円と年間12回の審査会に要する経費を計上しまして、総額116万6,000円をお願いするものでございます。

次のページ、45ページは、委員の報酬の明細になります。ごらんになっていただきたいと思えます。

以上が、議案第14号平成28年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第16、議案第14号平成28年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別



会計予算を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

日程第17 議案第15号 平成28年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算

○議長（平渡高志君） 日程第17、議案第15号平成28年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） それでは、議案書、30ページをごらんいただきたいと思います。

議案第15号平成28年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算について御説明を申し上げます。

まず、第2条の業務の予定量であります。これは指定管理者から病院経営計画が提出されておりました。その数値でございます。

1番目の病床数は、一般病棟が110床、回復期病棟が60床で、昨年度と同様、病床数に変更はございません。

2番目の年間患者数につきましては、入院が4万4,311人、内訳としまして、一般病棟が2万7,156人、回復期病棟が1万7,155人。外来につきましては7万2,088人を予定するものでございます。

3番目は、1日の平均患者数であります。入院、一般病棟が74.4人、回復期病棟が47人、外来は245.2人とするものでございます。

4番目の主な建設改良事業ということで、公立黒川病院医療機器整備事業であります。後ほど第9条で出てまいります。CTほか9点の医療機器の更新事業であります。

第3条、収益的収入及び支出。収入総額が29億9,987万8,000円であります。支出が31億2,296万8,000円あります。

次のページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出。収入総額が3億6,572万2,000円あります。支出が3億6,572万2,000円あります。

第5条、企業債。先ほど申し上げました公立黒川病院医療機器整備事業でありまして、限度額を1億2,990万円にするものであります。

第6条の一時借入金、これにつきましては、8億円とするものであります。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、職員給与費2,503万6,000円とするものであります。

第8条が補助金ということで、町村からの負担金であります。収益的収入と資本的収入がございまして、トータルで4億2,228万5,000円でありまして、関係町村ごとには、次のページ、上の表でございすけれども、こちらのほうに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

最後が第9条ということで、重要な資産の取得、これは整備事業で取得するCTから入院ベッドまで、全10品目の医療機器を予定するものでございす。

議案書につきましては以上でございす。

続きまして、別冊の予算に関する説明書、こちらのほうをごらんいただきたいと思ひます。46ページをお願いしたいと思ひます。

それでは、46ページ、47ページ、これにつきましては、予算の実施計画書であります。収益的収入及び支出、資本的収入及び支出について、先ほど説明した議案書の内容であります。

次に、48ページから50ページまでをごらんいただきたいと思ひます。予算の実施計画明細書であります。収益的収入及び支出、資本的収入及び支出について、実施計画の内訳となっております。

51ページから53ページまでは、平成28年3月31日現在の平成27年度予定の貸借対照表でございす。

次に、54ページから55ページまでは、平成27年度予定の損益計算書であります。

次に、56ページから58ページまで、これは平成29年3月31日現在の平成28年度予定の貸借対照表でございす。

59ページにつきましては、平成28年度の予算をどのような方針で作成したかという注記であります。

60ページにつきましては、平成28年度予算のキャッシュ・フロー計算書であります。

それから、61ページから67ページまで、ごらんいただきたいと思ひます。給与の明細書でございす。

次に、68ページをごらんいただきたいと思ひます。こちらは地方債に関する調書ということで、現在借り入れております企業債並びに見込みに関する企業債の内訳になります。

69ページをお開き願ひます。病院事業管理運営における予算の組み立てでございす。これは平成28年度病院事業会計につきまして経費の流れを図式化したものでございす。この図を使いまして説明申し上げます。

上段の部分、組合と指定管理者との診療報酬に係る経費の流れを示している部分であります。

上段の左側、収入内訳の欄の升がありますけれども、こちらのほうをごらんいただきたいと思えます。

指定管理者制度によりまして指定管理者に病院経営を委ねておりますことから、入院、外来等の診療報酬請求、この事務につきましては指定管理者で行いまして、これによる診療報酬は組合の病院事業会計に入金されるものであります。

上段の保険診療報酬、下段の自由診療報酬を合わせまして、枠外になりますが、合計27億7,368万円を予定するものであります。

これに対して、中央の経費の具体の欄の下をごらんいただきたいと思えます。組合におきましては、協定書に基づきまして交付金及び委託料として、上段右側の支出予算の下にありますとおり、指定管理者に同額を支出する流れであります。

次に、中段の部分をごらんいただきたいと思えます。関係町村からの負担金の流れであります。

関係町村からの負担金につきましては、中段左側に示したとおり、平成28年度におきましては総額4億2,228万5,000円の御負担をお願いするものでございます。

その内訳としまして、指定管理者経費と起債事業分、起債償還分、リース資産分並びに事業経費分でありまして、おのおのの予算額のとおりでございます。

中段の中央をごらんいただきたいと思えます。町村負担金を財源としまして支出内容を示しております。

まず、協定書に基づく運営交付金7,000万円及び運営費補助金1,000万円、合計で8,000万円について、上段右側にあります指定管理者に支出する流れであります。

次に、その下にあります起債事業であります。企業債1億2,990万円に一般財源分として町村負担金10万円を充当し、右側にあります1億3,000万円にて議案書で説明しました医療機器10点を更新するものであります。

次に、起債元利償還に要する経費としまして、3億21万5,000円を右側の国庫等へ支出する流れであります。

次の、リース資産購入経費につきましては、医療機器のリース償還の元金分177万4,000円をリース購入費として支出するものであります。

次に、病院事業推進に要する経費としまして、4,019万6,000円を右側の黒行としての事業経費5,846万8,000円に充当支出する流れであります。この黒行としての事業経費の内訳につきましては、

病院担当職員1名及び組合から指定管理者へ派遣した医師1名に係る人件費、協定に基づく20万円を超える施設機器の修繕及び過年度に整備した医療機器の経費、利息などがあります。

下段左をごらんいただきたいと思います。財産収益等1,827万2,000円の収入につきましては、下のほうに載ってございますけれども、売店、食堂及び自販機の賃借料、指定管理者から負担される派遣医師1名の給与負担金などでありまして、右側の黒行としての事業費に充当するものであります。

中央左に特別利益と、その右側に特別損失が並んでおりますけれども、科目設定上、1,000円を計上したものであります。

特別利益の下の収入計は33億4,413万8,000円で、特別損失の下の支出計も同額となっております。

ここまでが現金ベースでの予算でありまして、収入支出差し引きゼロとなっているものであります。

その下の枠につきましては、現金の伴わない収入及び支出の予算となっております。

左には現金の伴わない収入としまして、長期前受金戻入益、これは指定管理者より寄贈がありました療養病棟、事務所拡張における財産に対する繰延収益及び医療機器整備に対する県補助金の繰延収益の戻入益でありまして、合わせて2,146万2,000円を予定するものであります。

その右側をごらんいただきたいと思います。建物、医療機器の減価償却及び平成8年度に建設した病院の消費税を20年間に繰り延べして償却している繰延償却等で、現金を伴わない支出は1億4,455万2,000円を予定するものであります。

一番下の表をごらんいただきたいと思います。平成28年度病院事業会計予算の収入、支出の状況を整理したものでございます。

一番下の収支差の欄をごらんいただきたいと思います。△であらわしておりますとおり、現金の伴わない収入から現金の伴わない支出の差し引きになりますが、1億2,309万円を損失とする当初予算の内容でございます。

病院事業会計の予算は以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） 議案書の30ページで業務の予定量でございますが、入院の場合の病床の利用率が、一般病棟が67%、回復が78%となっておりますが、これはまだまだ余裕的には、この病床率というのはまだ利用する人をふやせる余裕のある数なんでしょうか。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） それでは、お答えいたします。

病床的には一般病棟110床でありまして、あとそれから回復病棟60床ということで、今議員さんのおっしゃられたような数字であれば、まだまだ余裕はあるというふうに思いますのは、そういうことでございます。

○議長（平渡高志君） 7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） それで、この数量の目標なんですけれども、入院に関しては、ほぼ去年の予算立てたときとほぼニア、イコールなのかなと。外来に関しては14%くらい減っているんですね。この辺の見込みの数量というのは、背景というのはどのように捉えればいいのか。この数にしたという背景。

あと、それから、何ていいますか、今、結構、私の友達も最近黒川病院に入って、昔と違って非常に雰囲気はいいよという声をもらっているんですけれども、要するに、そういう声を発信して、お客さんを呼べるようにする仕事というのは黒川行政の仕事の中にあるのかどうか。済みません。

○議長（平渡高志君） これ、指定管理者に任せておくもので、大ざっぱなことまでは答えられるんだけれども、細かいところまでは把握しておかないので、その点で質問をお願いいたします。

業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） 今回、この数字につきましては、あくまで病院のほうで算定したものでございまして、うちのほうはそれをもとに議案書で数字であらわしたというふうになりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。以上でございます。

あと、PRについては組合としましても、議員さんからの御意見もいろいろあるかと思ひますけれども、それを聞いて、病院のほうにも促していきたいと思ひますし、あと、なおさらそれに対してきちっと住民に対するPR、そちらのほうもやっていきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。以上でございます。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） PRの件なんですけれども、黒川病院のホームページなんかをのぞくと、いろいろ院内通信とか、あとそれから子育ての勉強会やるよとかと、ホームページに、何ていいますか、親しみやすいものが結構載っているんですよ。だから、そういうやつでやっぱり関係する、今、4つの町村、何かそういうものも各町村の広報に載せてもらって、みんなにPRすれば、ああ、黒川病院っていいところだなと、かえって人がもうますます利用するようになるんじゃないかなと思ひて聞いていたんですけれども、この件に関してちょっと御意見をお願ひします。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） ご質問の点、非常に難しい部分あります。といいますのは、医療法、医師法におきまして広告規制、要するに物を販売するとかのような場合はどんどん売り込みできるわけですが、その辺、制約事項ありまして、議員おっしゃるとおり、こういう行事、予定していますよというホームページでお知らせとか、院内広報にこういうのありますという程度のことは特段制度上、ひっかかる部分ないと思われましてけれども、町村の広報紙までとなりますと制度的な部分、それから医師会との関係もございまして非常の難しい部分あるのかなということで、極力黒川行政の広報誌には、こういう先生がおりますよとか、できる範囲ではいろいろやらせていただいておりますが実態でございます。御理解いただきたいと思っております。

○議長（平渡高志君） ほかにございせんか。よろしいですか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 今のと関連あると思うんですが、確かに指定管理者に任せているからということになるんですが、ただ、以前はいわゆる病床、入院患者ももう100%といいますか、それを目指して一生懸命診療の体制整備に頑張ってもらった経過もあるんですが、今、これを見ますと、30ページの予算の概況、年間の予定が一般病棟で74.4人、1日の平均が、回復期病棟で47人と。この数字、それにしても低過ぎるのではないかと。そういうことを組合側としても、たとえお願いしているという立場であっても、もう少しこの辺の稼働率、利用率を上げてもらうような要望を出すことはできないのかどうか。何だかんだ言いながらも結構、各自治体からの負担も出しているわけですから、苦しい状況も篤とわかっている中であえて質問させてもらうわけなんですけど、それについても余りにも少な過ぎるのではないかと。その辺はどのように考えておられるのか、ちょっと答弁をもらいたいと思っております。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） なかなか一口に言えない部分ございますけれども、まず任せているからという点からしますと、実際患者を診療行為をやっているのは病院、指定管理者側でありまして、病院のほうでは過剰計画、ここで言う目標設定を過剰計画は当然できないといいますか、実態に応じた計画を数字としてあらわしてきておると承知しております。

74.4人という一般病棟の場合、計画数値でございますが、26年度の実績、今ちょっと見ますと73.5人、それ以前が78.7人、その前の年も78名ということで、病院側、指定管理者側としましても、ここ数年の実績から例年、あくまでも目標数値での計画数値でございますので、そのように理解している部分ございます。なお、機会ある都度、病院側に対しましてはこの数値を幾らかでも、要する

に患者を、外来初め入院、何とかならないのかという要望的な部分はお話をする機会がございます。  
以上でございます。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） その機会をうまくつかんで、もう少し、せっかくつくった能力あるものなんですから、そのフルまでに行かなくても、やっぱり、この状況から見ると、必ずしも満足度が少ないからこういう結果になるのではないかということも考えられますので、もう少し指定管理者に頑張ってもらうように、ひとつ働きかけをぜひお願いしたいと思うんですが、そのことに対する答弁と、それから32ページで、重要な資産の取得ということで今回、10種類ほど出されておりますが、これ、たしか何か50万円まではこちらが出す、あるいは50万円超えればどうのこうのということがあったんですが、その辺の絡みの中で、この資産の取得についてももう一度、どういう、この購入する場合の、取得する場合の取り決め、また組合としてどのような、これに対する指導といたしますか、かなり高い機械も入るわけで、一般的にはもう入札云々ということも出てくるわけなんですけど、そういう点では病院任せということになれば、その辺に対するチェックが全然いなくなるおそれもあると思うんですが、そんなことも含めて、その辺の資産の取得に対する考え方について答弁を願いたいと思います。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 患者のこの数値的な部分は、なお強く要望していきたいと考えます。

あと、2つ目の金額の関係ですが、医療機器と設備医療機器の50万円以上に係る部分は組合で整備をします。あと、20万円以上の修繕についても組合4町村で負担をするという協定事項になっております。医療機器は50万円、修繕、修理等は20万円という協定であります。

議員おっしゃる医療機器、高額な医療機器の購入でありますけど、これは組合で入札行為、全て組合で手続っております。病院のほうには任せておりません。全て競争性ある中で契約をし、購入をして、病院のほうに納品させるというのがこれらの進め方といたしますか、そのような手続で従来やっております。以上です。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） そうしますと、今回、この重要な資産の取得については、当然金額の超える分については組合に、議会に提案されるということでもいいんですか。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 資産の購入でありますので、その契約額に応じて議会にお示しする場合もご

ございます。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。よろしいですか。（「なし」の声あり） それでは質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。

これより、日程第17、議案第15号平成28年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第18 議案第16号 平成28年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算

○議長（平渡高志君） 日程第18、議案第16号平成28年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） それでは、議案書の33ページをごらんいただきたいと思います。

議案第16号平成28年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算について御説明を申し上げます。

第2条は、業務の予定量であります。これも病院と同様に指定管理者から経営計画による数字がありまして、その中で数字も出したものでございます。利用者数につきましては月80人、利用回数が月352回で、年間4,224回を予定するものであります。

第3条、収益的収入及び支出。収入が4,128万6,000円に対し、支出が4,150万6,000円であります。

第4条の一時借入金、200万円とするものでございます。

昨年度までと同様に町村から負担金をいただかない中での予算でございます。

議案書につきましては以上であります。

続きまして、別冊にあります、予算に関する説明書の70ページをお開き願います。

予算の実施計画であります。収益的収入及び支出について、先ほど説明しました議案書の内容であります。

71ページをごらんいただきたいと思います。予算の実施計画明細書であります。収益的収入及び



支出についての実施計画の明細内容となります。

72ページから73ページ、これまでは平成28年3月31日現在の平成27年度予定の貸借対照表でございます。

74ページは、平成27年度予定の損益計算書であります。

75ページから76ページまでは、平成29年3月31日現在の平成28年度予定の貸借対照表でございます。

77ページは、平成28年度予算のキャッシュ・フローの計算書でございます。

次に、78ページをごらんいただきたいと思います。

訪問看護ステーション事業管理運営における予算の組み立てでございます。これも病院事業会計と同じく、平成28年度訪問看護ステーション事業会計につきまして経費の流れを図式化したものでございます。上段の欄をごらんいただきたいと思います。

組合と指定管理者との診療報酬に係る経費の流れを示している部分であります。

このことにつきましては、病院事業会計と同じく、指定管理者に経営を委ねておりますことから、上段左側、収入内訳の欄にありますとおり、介護保険等の診療報酬の請求事務、これは指定管理者で行いまして、これによる診療報酬は組合の訪問看護ステーション事業会計に入金されるものであります。上段の保険事業報酬、下段の利用者負担分、これを合わせまして、枠外にありますとおり、合計4,128万5,000円を予定するものであります。

これに対しまして、組合では、上段中央、経費の具体の欄にありますとおり、交付金として上段右側の支出予定の欄にありますとおり、指定管理者に同額を支出するものでございます。

次に、中段中央の左側の事業の収入の欄をごらんいただきたいと思います。預金利息として1,000の予算計上であります。

右側の現金の伴わない支出の欄をごらんいただきたいと思います。平成24年度に購入しました公用車の減価償却費といたしまして、22万1,000円を計上するものであります。

最後に、一番下の表をごらんいただきたいと思います。

平成28年度訪問看護ステーション事業会計予算の収入、支出の状況を整理したものでありまして、一番下の収支の差の欄をごらんいただきたいと思います。△であらわしておりますとおり、22万円を損失とする当初予算の内容でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑な

しと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第18、議案第16号平成28年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

暫時休憩に入ります。

休憩時間は10分であります。

午後 3時33分 休憩

---

午後 3時43分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

---

日程第19 同意第1号 教育委員会教育長の任命について

○議長（平渡高志君） 日程第19、同意第1号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

それでは、上野忠弘君の退場を求めます。

〔教育長上野忠弘君退場〕

日程第19、同意第1号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

裁決については、投票で進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） 御異議なしと認め、採決は投票により行うことといたします。

提案理由の説明を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、同意第1号でございますが、教育委員会教育長の任命につきまして、黒川地域行政事務組合教育委員会教育長に下記の者を任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めらるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町吉岡字古館140番地、氏名、上野忠弘。生年月日、昭和28年12月8日でございます。

別添の同意第1号関係説明資料をごらんいただきたいと思いますが、経歴につきましては記載の  
おりでございます。平成25年1月から大和町の教育委員会の教育長をやっていたいておまして、  
現在も教育長でございます。さらには、平成25年2月から黒川地域行政事務組合教育委員会教育長  
ということで現在に至っているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより、同意第1号教育委員会教育長の任命についてを裁決をいたします。

お諮りします。この裁決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。（議場施錠）

ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名いたします。黒川地域行政事務組合議会会議規則第31条第2項の規定により、  
立会人に11番伊藤 勝君、12番高平聡雄君を指名をいたします。

投票用紙を配付をいたします。（投票用紙配付）

なお、議会会議規則第81条の規定により、本案を可とする諸君は「賛成」、否とする諸君は「反  
対」と記載願います。また、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第82  
条の規定により否とみなし取り扱いをいたしますので、どうぞよろしく願います。

では、立会人、投票箱の確認をお願いします。（投票箱確認）

投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票を願います。

総務課長から議席番号、氏名を読み上げますので、順に投票をお願いをいたします。

○総務課長（鎌田節夫君） 1番議員から読み上げさせていただきます。

1番金子 透議員。2番浅野直子議員。3番槻田雅之議員。（投票）

4番松川利允議員。5番佐藤 貢議員。6番大友三男議員。（投票）

7番和賀直義議員。8番千葉勇治議員。9番高橋正俊議員。（投票）

10番相澤 榮議員。11番伊藤 勝議員。12番高平聡雄議員。（投票）

13番早坂豊弘議員。14番佐々木春樹議員。15番石垣正博副議長。（投票）

以上です。

○議長（平渡高志君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。11番伊藤 勝君、12番高平聡雄君、開票の立ち会いをお願いいたします。(開票)

投票の結果を報告します。投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ、有効投票のうち、賛成15票、反対ゼロ。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第1号教育委員会教育長の任命については、同意することと決定をいたしました。ありがとうございました。

議場の出入り口を開きます。(議場開錠)

上野忠弘君の入場を許します。

[教育長上野忠弘君入場]

○議長(平渡高志君) ただいま教育委員会教育長に任命された上野忠弘君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。おめでとうございます。

それでは、上野忠弘君に一言御挨拶をお願いをいたします。

○教育長(上野忠弘君) 大和町教育委員会の上野忠弘と申します。

ただいま議会の皆様によりまして黒川行政事務組合教育委員会の教育長に同意をいただきました。本当にありがとうございます。

これまでもそうでしたけれども、至らぬ点、多々あるかと思えます。議員の皆様の御指導、御助言を受けながら誠心誠意仕事をしてまいりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○議長(平渡高志君) ありがとうございました。

これをもって、本日の日程を全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後3時57分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

平成28年2月19日

黒川地域行政事務組合議会

議 長                    平   渡   高   志

署名議員                高   橋   正   俊

署名議員                相   澤            榮